

第36回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成30年11月7日（水）

瀬戸内海漁業調整事務所

第36回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成30年11月7日（水）13時30分～

2. 場 所

神戸地方合同庁舎1階「第4共用会議室」（神戸市中央区海岸通29）

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

和 歌 山 県	大川 惠三
大 阪 府	岡 修
兵 庫 県	田沼 政男
岡 山 県	淵本 重廣
広 島 県	濱松 照行
山 口 県	梅田 孝夫
徳 島 県	岡本 彰
香 川 県	服部 郁弘
愛 媛 県	武田 晃一
福 岡 県	伊藤 正博
大 分 県	藤本 昭夫

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 副島 久実

(2) 参考人

濱田 研一

(瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会 ((公社) 全国豊かな海づくり推進協会専務理事))

4. 臨席者

水産庁 増殖推進部	部長	保科 正樹
資源管理部 管理課	課長補佐	竹川 義彦
資源管理部 漁業調整課	課長補佐	中村 真弥
国立研究開発法人 水産研究・教育機構		
瀬戸内海区水産研究所 資源生産部	主幹研究員	石田 実
和歌山県農林水産部水産局資源管理課	主任	上出 貴士
大阪海区漁業調整委員会事務局	書記長	齊藤 洋一
大阪府環境農林水産部水産課	主査	笹島 祐史
兵庫県農政環境部農林水産局水産課	漁政班主幹 職員	森本 利晃 齋藤 公司
中播磨県民センター		
姫路農林水産振興事務所	所長補佐兼水産課長	水田 章
岡山県農林水産部水産課	主任	池田 博明
広島県農林水産局水産課	参事	横山 憲之
山口県農林水産部水産振興課	主査	吉中 強
徳島県農林水産部漁業調整課	主事	朝田 健斗
香川県農政水産部水産課	技師	大澤 由延

愛媛県農林水産部水産局水産課	主幹	若下 藤雄
福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務主査	大賀 直子
大分県農林水産部漁業管理課	主査	佐藤 佑介
近畿農政局統計部生産流通消費統計課	統計専門職	黒田 清史
近畿農政局兵庫県拠点統計チーム	統計専門官	村山 正幸
中国四国農政局統計部生産流通消費統計課		
	地域統計企画官	板倉 隆
九州農政局統計部生産流通消費統計課		
	統計専門官	船瀬 雄治
	統計専門職	犬塚 敏広
全国漁業協同組合連合会漁政部	副調査役	涌井 海
兵庫県漁業協同組合連合会	主任	岡田 竜幸
水産経済新聞大阪支局	記者	川邊 一郎
みなと山口合同新聞社大阪支社	参与	兼澤 勉
瀬戸内海漁業調整事務所	所長	江口 静也
	調整課長	山本 隆久
	資源課長	平松 大介
	指導課長	浦 隆文
	資源管理推進官	青木 滋
	資源課資源管理係長	星原 美紀
	調整課許可係長	山本 道代
	調整課調整係	片山 誓花

5. 議題

- (1) サワラ広域資源管理について
- (2) トラフグ広域資源管理について
- (3) 太平洋クロマグロ広域資源管理について
- (4) 平成31年度資源管理関係予算について
- (5) その他

6. 議事の内容

(開会)

(山本課長)

それでは、定刻より少し早いですが、委員の方々、全員おそろいになりましたので、ただいまから第36回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開会いたします。私は、事務局の瀬戸内海漁業調整事務所の山本でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。座って進めさせていただきます。

さて、本日は大臣選任委員の山口委員がやむを得ず欠席されておりますが、定数14名のうち、過半数に当たる13名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、今井会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

(挨拶)

(今井会長)

それでは、委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。座って進めさせていただきます。

まず初めに、本年は大阪北部地震、それから西日本大豪雨、そして、たび重なる台風によりまして、西日本のこの地域は、水産関係も含めて大きな被害を受けております。亡くなられました方々に哀悼の意を表するとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。関係地域の一日も早い復旧、復興をお祈りいたしております。

さて、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この第36回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、水産庁の保科増殖推進部長や国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員をはじめ、皆様には、お忙しい中、御臨席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会では、サワラ瀬戸内海系群、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、それから太平洋クロマグロの広域資源管理に関しまして、最新の資源評価と今後の資源管理の方向性につきまして担当のほうから説明がなされる予定となっております。委員の皆様方からは、ぜひ忌憚のない御意見、御質問等を賜りますればと思います。

また、最後の議題のその他ですけれども、水産庁から水産改革について説明があるというふうに聞いております。資源管理がますます大切になっていく中で、広域漁業調整委員会の役割というものも大変重要になっていくのではないかと思います。制度改正の趣旨などについて後ほど伺いできればと考えております。

本日は、以上のような議事の内容となっておりますけれども、議長としまして要点を絞った議事進行に心がけるつもりでございます。皆様方の御協力をよろしく申し上げます。これを持ちまして、開会の御挨拶とさせていただきます。それでは、今日は長丁場でございますけれども、よろしくお願いい

たします。

それでは、本日、水産庁増殖推進部から保科部長に御臨席いただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

(保科部長)

皆様こんにちは。御紹介いただきました水産庁の増殖推進部長の保科です。会議の開催に当たりまして御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変、御多忙の中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。今、今井会長からお話しいただいたとおり、本日の会議、サワラの広域資源管理、それからトラフグの管理、太平洋クロマグロの管理について、現状などを御説明して御意見をいただくという形にしております。

サワラについては種苗放流と漁獲の規制のあり方とか、それからトラフグについては複数の海域にまたがる資源管理、また太平洋のクロマグロについては国際的な資源管理の枠組みの中で、数量管理にまさに全国の沿岸漁業が取り組まなくてはならないという事案で、定置網漁業も含めて数量管理に取り組むという非常に難しいものであります。それぞれポイントがあって関係する皆様の御理解をいただきながら進む必要があるものばかりです。こういった現状に加えて、水産政策の改革についても御説明をさせていただくということにしています。

もう、おおむね皆さん御存じのとおり、日本の漁業は昭和59年をピークに漁獲量が減少しており、漁業就業者数も減少傾向にあるという中で、日々の生産性の向上や漁業労働力の確保等が課題となってきています。一方で、日本の排他的経済水域の周りでは日本の周辺の水産資源を求めてたくさんの外国漁船が操業するようになっているとか、あるいは他方で国内の水産物

の需要が人口減少とともに急速に減っていくというような推測もある中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるということで漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業率を確立していこうというのがこの狙いです。これまでさまざまな場で、この改革の内容について御説明をさせていただいて皆さんの御理解を得るように努めてきているところですが、今回その制度面の改正の第1弾として、今開催されている臨時国会に漁業法等の改正案を提出するという事で今準備を進めています。そういった内容についても、本日御説明させていただき、また関係の皆様御理解を得ながら、水産改革も進めていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日よりよろしくお願いいたします。

(今井会長)

ありがとうございました。

次に、事務局に人事異動がございましたので、江口所長から御紹介をお願いいたします。

(江口所長)

瀬戸内海漁業調整事務所長の江口でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

前回の委員会の開催以降、事務局職員の異動がございましたので御紹介させていただきますと思います。指導課長の浦でございます。それから青木資源管理推進官でございます。以上、よろしくお願いいたします。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、次に本日使用する資料の確認を行いたいと思います。事務局のほうからよろしくをお願いします。

(資料確認)

(山本課長)

それでは、お手元にお配りしております資料について確認させていただきます。まず議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから資料1-1としてサワラの資源状況、資料1-2がサワラの共同種苗生産。資料1-3がサワラの資源管理の取組、資料1-4がサワラの広域資源管理に係る検討について、資料2-1がトラフグの資源評価、資料2-2がトラフグの資源管理、資料3が太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、資料4が平成31年度水産予算概算要求の主要事項という予算の資料になっております。資料5-1が漁業法等の一部を改正する等の法律案（概要）、資料5-2がその法律案の参考資料、そして追加で配布し、資料5-3として手書きで番号振らせていただきましたが、水産政策の改革について（ポイント）という1枚紙、最後に参考資料として資源評価の専門用語や委員会指示の内容をとじたものがございます。

以上でございますが、お手元の資料等に不足等ございましたら事務局のほうまでお申しつけください。皆さんよろしいでしょうか。

(議事録署名人の選出)

(今井会長)

皆さん資料を御確認いただけましたでしょうか。それでは、議事に入りますが、その前に後日まとめられます本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要がございます。本委員会事務規定では、会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと存じます。岡山県の淵本委員と大分県の藤本委員のお二方をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(議題 (1) サワラ広域資源管理について)

(今井会長)

ありがとうございます。それでは、淵本委員と藤本委員のお二方におかれましては、本日いろいろとお世話になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず議題1につきましてですけれども、サワラの広域資源管理についてに入ってまいりたいと存じます。

議題1につきましては4つに分けて進めたいと存じます。まず、サワラの資源状況についての説明、次にサワラの共同種苗生産に関する説明を行った後、3番目としまして資源管理の実施状況などについての報告、最後にサワラ広域資源管理に係る検討状況の順番で進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最初のサワラ瀬戸内海系群の資源状況について、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員により御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(石田主幹研究員)

瀬戸内海区水産研究所の石田と申します。よろしく申し上げます。

委員の皆様には、前回の委員会でも説明した形式の資料を資料1-1として配付しており、資料と同じものを映写させていただきます。

それでは、8月に行われた瀬戸内海ブロック資源評価会議で承認された内容について説明します。御覧の11府県の方々とまとめたものです。

資源評価の手順ですが、要点は水揚げ、漁獲統計と、それから体長組成、年齢査定の結果から年齢別の漁獲尾数を集計しまして、それをコホート解析と呼ばれる、これは世界中、漁獲のデータがそろっている魚種で広く行われている一般的な方法なんです。これによって年齢別の資源尾数や漁獲係数と言われる漁獲の強さを計算してございます。それから、一方、種苗放流の資料も活用しまして放流した場合の将来予測を行ってまいります。この予測結果に基づいて2019年の生物学的許容漁獲量とサワラのような非TAC種では、それ以外の管理方策の提言へということで進んでまいります。

これは漁獲量を年別で示したもので、1968年から2017年まであります。色分けは青が瀬戸内海の東、赤が西、濃いところは瀬戸内海の中央となっております。1980年代後半にかけて漁獲圧が小型魚も含めて非常に高まり、たくさん獲ったために資源が減少してしまいました。それで漁獲量も減少していきまして、6,000トンから200トンまで減りました。その後、関係者の努力によって資源が回復するとともに漁獲量も増加基調にあり、現在では2,000トンを超える漁獲量となっております。

同じ色分けなんです。これは月別に見たもので、1本の線がひと月を表しまして過去10年のものです。毎年1本だけ長いのがあり、これは御存じのように5月の春漁です。今年は4月も5月に近いぐらい非常によかったん

ですけど、5月は去年より少し減ったということで、春漁、今年前半は昨年並みの量の水揚げが上がっているという状況です。

これは月別尾叉長別、体長別の漁獲尾数で、こちらが2014年1年分、こちらが2015年分です。ひとつの枠が1カ月をあらわしまして、横軸が体長、縦軸が瀬戸内海全体での漁獲された尾数です。これを月ごとに追ってまいりますと、どのぐらいの大きさのものがたくさん獲れた、獲れなかったというのが追えるかと思えます。2014年では、その2年前に生まれた年齢のものが非常にたくさん獲れていると、2015年は1、2歳魚がたくさん獲れたということがおわかりになるかと思えます。

それから2016年、2017年ですが、2016年秋漁の0歳魚が2017年と比べると入ってくるのが非常に多いということで、この情報をもとにして1年前の資源評価では2016年発生はかなり多いんじゃないかというふうに計算しました。一方、今年はこちらまでの情報しかありません。2017年生まれが少ないという情報しかないので、2017年生まれは非常に少ないというふうに計算しております。ただ、秋漁のこれだけの情報から計算するために、直近年の0歳魚の推定精度は高いものではありません。

現在、計算した資源尾数です。1987年からあります。資源が減ってきた状態から増えてきた状態です。下から色分けて、0歳、1歳、2歳、3歳となっております、ところどころ0歳の多いところがあります。先ほど言ったように、直近年、2017年のここでは2017年の0歳魚の推定精度は低いと、これが下方修正されるか上方修正されるかは、これが1歳になった今年、あるいは2歳になった来年の漁獲状況次第ということでございます。

尾数を量に直しました。計算期間の最多と最少を3分割して、高、中、低に分けてまして、直近の2017年は、この低位と中位の間の5,900トンをおおむね下回っている低位です。過去5年の動向を見ると横ばいというこ

とになります。

これ同じ内容ですが年齢を逆順にしました。こうすると、ちょっとわかってきたのが、近年では高齢のものも少し見え始めたということ、それから0歳の直近年精度が低いので、1歳以上はちょっと減ったぐらいであるということですね。

年齢別の漁獲量です。これは色分けは同じです。上から、0歳、1歳、2歳となっておりまして、この図は非常に説明図として1番大事な図かもしれません。というのは資源が減ってくる段階では0歳が見えているんですが、皆様方関係者の取組によりまして、2000年以降、1998年ごろから以降は0歳がほとんど見えません。つまり小さいものを獲らなくなったために資源が増えて漁獲量が増えてきたと。小さいのを獲らないということが資源を増やす、ということ、この1枚でかなり説明できるのではないかと私は思っております。

これは親子関係です。横軸が親の量、縦軸がその親から生まれた子供の量です。1987年、1番多いときから資源が減るにしたがって原点に近づくんんですが、その後資源が増えるにしたがって親魚量も増え、それから生まれる子供の数も増えていきます。ただ、一本調子ではなく上がり下がりがあります。親魚量は比較的好調なんです。近年は親魚量が安定しているんですが、そこから生まれる子供の量が少し少ない状態、2017年はかなり少ないという、精度は悪いんですが、少ないことになっております。ただ、親魚量としてはまあまあ水準まではきているということでございます。

それから色分けです。白丸は天然発生だけですが、2002年以降、本格的に人工種苗の放流が始まってからはその上乘せ分を灰色の丸をつけて少しだけ上にあがっている状態があるかと思えます。近年は天然発生が多いこともあって上乘せになる割合がほとんど見えない状態にはなっております。

それから直近年の精度が悪いと言いましたが、例えば去年の2016年級群は0歳の情報だけから、このぐらい、350万尾いるんじゃないかと思っただんですが、1歳の情報を入れると150万尾ぐらいまで減ってくる。ほかの年も最初の年より次の年のほうが上がったたり下がったり、そして、1歳魚の情報、2歳魚の情報、3歳魚の情報と足していくにしたがって0歳当時の資源尾数は徐々に落ちついていきます。ことし提示した2017年級群は0歳しか情報がないので、今のところこういうことであると、これがどうなるのかというのは今後の漁模様次第です。

これはABC(生物学的許容漁獲量)です。TAC種ではありませんので、数値は参考程度にしてください。ABCでもし漁獲をすれば5年後まで資源はどうなるか、前の図で年によって同じ親から生まれる子の数が多かったり少なかったり、これは自然現象によって、餌が多い少ないでほぼ決まると考えられているんですけど、それが将来はわからないので、過去10年の親当たり生まれる子供の割合をランダムに無作為に出てくる1,000パターン計算しました。白丸と黒丸の間に800回が入ると、8割がこの間に資源量が入るんじゃないかと考えております。ABCの厳しい値でやると資源は5年後にはぐっと増えると、上限値でやるとそこそこ増える、現状のまま獲ると中位と低位の間ぐらい、5年後に五分五分ぐらいかなというふうになるというのが予測でございます。

これは種苗放流の図です。こちらに種苗放流の2002年以降の詳細、大型・小型の詳細書いております。Aがこれをまとめたもので有効な放流尾数、B、Cは資源評価の結果と人工種苗の混入率調査から天然海域で放流由来のサワラが何尾いたかというのを計算しまして、それと放流尾数の割合から添加効率を出しますと、現在の体制、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の体制が始まって以降の添加効率の平均は、2015年はちょっと特殊なので除き

まして、0.14、つまり種苗7尾当たり1尾が漁獲サイズまで育つということが計算上出ております。

これは個体成長を見たものです。資源の多かったとき、減ったとき、徐々に増えたとき、資源の多かったときは、0歳、1歳、2歳のそれぞれの体重が非常に詰まっていたりして個体成長が悪かった。サワラがいっぱいいて餌を獲れなかったんですが、資源が減ると個体成長は格段によくなります。その後、資源が増えてきたんですが、成長はちょっと落ちたかなぐらいで昔と比べるとまだまだよい状態が続いていると。それから、資源尾数を百分率で表したものです。資源の多かったときは3歳魚以上も1割ぐらいいたんですが近年はずっと5%未満であったと、最近ちょっと10%に近づいてきたなど。ただ、2017年だけは0歳魚の尾数がちょっと不安定なので10%近いんですが、これを鵜呑みにはできないと思います。ただ、上のほうで4歳魚以上が少し見えているのは、これは明るい兆しであろうかとは思っています。

全体のまとめです。資源回復計画は目標を十分達成しましたが、ただ、現在の資源水準はぎりぎりですが低位であると、中位に近い低位であると、横ばいにきてると。年齢組成も高齢魚はかつてに比べるとまだ少ない状態である。成長もまだ少し落ち始めたんですがまだ個体成長も早い、当然成熟も早いということになっております。これが高齢魚まで生き残るものが増えてくる。個体成長も少し落ちるぐらいまで資源が増えてくるのが本格回復の指標であると、資源的にはそうかと思っております。これを達成するためには、現在の漁獲規制というのが有効かと思っておりますので、これを継続すると、できれば、できるだけ大型魚を狙って漁獲するというのが資源的には望ましいものであると考えております。

以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、2013年以降、資源水準は中位でしたが、2017年の資源量は5,677トンとやや減少し、資源水準は中位を少し下回る低位、資源の動向は横ばいというふうになっておりました。また、2002年、平成14年の資源回復計画の取組開始以降、若齢魚を保護する取組を続けたことが資源の回復に大きく貢献しているとのことのようにございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。どうぞ。

(伊藤委員)

今の話で、0歳魚の資源尾数が2016年非常に多かったと、しかし、それは1歳になって修正をされたということで、漁獲物の体長組成を見ても2016年と2017年の当歳魚の漁獲状況がその資源尾数に反映されたということになると思うんですけど、この辺の修正といえますか、今後どういうふうにされるつもりですか。

(石田主幹研究員)

これはコホート解析の原理的なものでして、1番新しい年の0歳魚というのは0歳のデータしかないので、常に精度が低いという原理的、宿命的なものがあります。これは翌年1歳魚のデータまで入れると、次の年では1つ前の年の1歳魚と0歳魚として新しい値を載せていきますし、随時、来年、再来年と資源評価報告書を改訂していく段階で新しい最新の正しい近い数字を公表していく予定になっております。

(伊藤委員)

そしたら、当歳魚の漁獲によっては、今後もこういう、いわばあまり完全ではないような資源量の推定になる可能性もあるということですね。

(石田主幹研究員)

おっしゃるとおりです。ただ、私どもも手をこまねているわけではなくて、少しでも当歳魚の精度を上げるように、きょうは詳しくは御説明していませんでしたけども、1 ページ目の下のほうの図、2 / 1 6 と書いてあるところで、左側でコホート解析(チューニング)と書いておるんですけども、これは矢印がカクカクとした矢印の上のほうで、操業隻日数あたりの漁獲となるんですけども、C P U E ですね、それで修正して少しでも0歳魚の精度が上がるようには努めているんですけども、それでもやっぱり限界があって、不安定、不確定のところにとどまっていることもあるということです。

(伊藤委員)

わかりました。

(今井会長)

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

(武田委員)

資料の7 ページの上のグラフで、表なんですけども、先ほどの説明によりますと、現状の漁獲圧を継続した場合は、2024年ですか、資源水準が低位以上になる確率というのが4割程度になるんですか。

(石田主幹研究員)

そうです。4割程度です。

(武田委員)

4割程度になるということは、逆に言うたら、増える可能性もありますけれど、低位になる場合の確率というのは6割ということになります。

(石田主幹研究員)

はい、そのとおりです。

(武田委員)

そうすると、現状のままでいけば目標は達成できないということになるわけですか。

(石田主幹研究員)

現状のままいけば達成できない可能性が今の数字だけで計算するとそういうことになります。ただ、これ去年も2回前のこの委員会でお出したときは、2016年の資源量がかなり多いと予測していたので、もっと楽観的な予測になっておりました。今回は2017年の資源が非常に少ないという予測に基づいているのでこういう悲観的な数字になっております。この前の伊藤委員の御質問にあったように、毎年資源評価というのが、1年前、2年前のものの精度が上がっていくことによってこれが改善されるんですけども、現在では悲観的なんですけど、ひょっとしたら来年、もし漁模様がよければもっと楽観的になるかもしれませんし、これは現在ではこうだということ

としか言えないんです。

(今井会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは、ございませんようですので、続いてサワラの共同種苗生産について、濱田参考人による御説明をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(濱田参考人)

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の事務局をしております海づくり協会の濱田でございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1-2を御覧いただきたいと思ひます。これに基づきまして、30年度の共同種苗生産・中間育成・放流の結果について説明をさせていただきます。

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会が、サワラの広域プランに基づいて共同種苗生産の放流を実施しているわけですけれども、30年度でこの共同生産・放流の取組が7年目になりました。現在は種苗生産をしているのは瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎1カ所でございません。以前は、大阪府でも種苗生産をしていましたが、そこは取りやめて1カ所になり、4年目ということでございます。

水産庁の補助事業を活用させていただきまして、関係11府県に経費や人員でも御協力をいただきながら種苗生産を実施いたしました。目標につきましては、これまでと同じく全長40ミリの種苗を12万尾生産するという目標で実施をいたしました。

概要ですが、香川県の水産試験場や水産課の皆さんに御協力をいただき、

5月8日に流し網で漁獲されましたサワラの親から卵を絞り受精させて受精卵110万粒を得まして、屋島庁舎に搬入して、そこで種苗生産を開始しました。今年から生産管理者（種苗生産を責任を持ってやっていただく方）が交代しまして、元水産総合研究センターの職員であった岩本さんという方で、屋島の場長もされたサワラの種苗生産の経験者でございます。この方を中心に、非常勤の職員の方やパートさんを雇いながら、時々香川県やほかの県からもお手伝いをいただきながら種苗生産に取り組んだ結果、全長39ミリの種苗8万9,100尾を生産いたしました。種苗としては非常に活力のよい種苗でございました。なお、種苗生産に当たりましては種苗の耳石に蛍光色がつくように、ALCという薬剤で標識をつけてございます。水の供給や経費の関係もありまして200トン水槽一面で生産をしているということ、それから、小型のイカナゴのシラスなど餌の確保が難しいということで、今年も残念ながら目標12万尾を達成できませんでした。

生産した種苗は、6月6日に、大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県の6府県に配付をしまして、漁業者の方に漁港等で生けすの中で餌をやって中間育成をしてもらいまして、6月13日から6月20日までの間に、下の表に書いているように64ミリから78ミリサイズの種苗にまで育て、計7万尾を表の1番右側に記載している放流場所の地先に放流をしました。中間育成中の生残率、歩留まりは78.6%と非常に良好でございました。

次の2ページ以降に具体的にどんな取組であったかということが書いてございます。詳しいことは、またあとで御覧いただきたいと思いますが、今年には生産管理者の方が交代し、しばらく種苗生産にタッチしていなかったのが慎重を期したこともありまして、昨年は省略したマダイのふ化仔魚の餌になるワムシの生産・給餌を再開したこと、それが前年とちょっと違う点でございます。

それと、もう一つは、水槽の水の循環が一部滞っていたんじゃないかという反省を踏まえてエアレーションの改善をすることによって、そういった問題がなくなるように措置したことで、元気のいいサワラの種苗ができたのではないかと考えております。

この実施に当たりましては、関係の府県からマダイやヒラメのふ化仔魚など、シラス以外のサワラの稚魚の餌になるふ化仔魚を冷凍したものを送っていただくなど御協力をいただいて種苗生産を実施し、育成して放流したということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

サワラの共同種苗生産につきましては、瀬戸内海11府県の行政、漁連、それから栽培関係法人による取組といたしまして、平成24年度から実施されております。本年度は約9万尾の非常に活力の高い種苗が生産されまして、中間育成の後、約7万尾の放流が行われたというふうに要約されます。ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしく願いいたします。ございませんでしょうか。ございませんでしたら、次の議題に移ってまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に資源管理の実施状況等について事務局のほうから御説明をお願いいたしたいと思います。では、青木資源管理推進官からよろしく願いいたします。

(青木推進官)

瀬戸内海漁業調整事務所の青木です。座って説明させていただきます。

資料の1－3で説明したいと思います。今年度のサワラの資源管理の実施状況等についてですが、1ページ目のほうをごらんください。今年度の漁獲管理措置について、瀬戸内海及び水道部で実施しております取組内容を灘ごとに吹き出しの中に整理して記載しております。それと、左下にも記載しているとおり、瀬戸内海海域全体での取組といたしまして、小型魚保護の観点からさわら流し網の網目につきましては瀬戸内海全海域で10.6センチ以上ということで取り組んでいるところでございます。

続きまして、裏の2ページ目のほうをごらんください。

こちらに、播磨灘における、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業につきまして書いてあるんですが、こちらにつきましては、2ページ目の下の括弧のところを参考と書いてありますけれども、従来の漁獲量管理の取組から、毎週2日の定期休漁と輪番による5月の3日間と6月以降の1日の計4日の休漁、それと漁業許可における操業時間の制限に上乗せいたしまして夕方の操業時間の1時間の短縮、という形で漁獲努力量管理の取組ということに変更されたところです。こちらの輪番による休漁のほうにつきましては、毎週火曜日、毎週土曜日、その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日ということで休漁日を定めまして、別途はなつぎ網漁獲等の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定めて、はなつぎ網等漁業者に通知することとされました。この指示の規定に基づいて定められた休漁日というものが、上の1ポツのところにありますとおり、はなつぎ網漁業に関しましては毎週火曜日と土曜日、それと5月6日、7日、9日、それと6月29日としまして、今年度は輪番ではなくて一斉休漁という形で取り組まれました。あと、さわら船びき網漁業につきましては同じく毎週火曜日と土曜日、5月2日、3日、4日及び6月8日として休漁日を定めまして取組が行われたということです。それと関係漁業者への通知につきましては、2ポツのところ

書いてありますけれども、4月27日に行っております。

ここで1つ御報告があります。5月16日の15時10分ごろですけれども、水産庁の取締航空機によりまして、広調委指示で禁止されている午後3時以降に操業を行っている兵庫県籍のはなつぎ網漁船、2カ統4隻を現認いたしました。まして、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示違反ということで指導を行ったという事例が1件ございました。本件につきましては、翌17日に兵庫県庁に対して、本件について説明した後、速やかに指導を行うよう要請いたしました。これを受けまして兵庫県庁がはなつぎ網に対して操業時間の厳守、遵守の指導を行いまして、取締船での現場指導を強化したところでございます。また、瀬戸内海漁業調整事務所といたしましても、広調委の事務局といたしまして、当該漁業者を瀬戸内海漁業調整事務所のほうに出頭させまして、兵庫県庁の同席のもとで事情聴取を行うとともに、今後、委員会指示を順守するよう指導したところでございます。その結果、当該漁業者は委員会指示違反に対する深い反省の色を示しまして、午後3時までには操業を終了するよう改善するとともに、はなつぎ網漁業全体として、全船が自主的な懲戒として5月28日に一斉休漁を実施したというようなことがありました。

それと、最後にこの漁獲努力量管理に変更して操業を行ったところの、今期の漁獲量について報告させていただきますけれども、はなつぎ網漁業につきましては、18.4トンと昨年までの漁獲量の上限値であります40トンを下回りまして、さわら船びき網漁業につきましては、昨年までの漁獲量上限値である2トンを若干上回った2.5トンという漁獲となりました。

今年の資源管理の実施状況等についての説明は以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問

等ございましたらよろしくお願いいたします。

(大川委員)

資源管理に取り組んでようやく回復状況にあるということがよくわかりました。しかし漁業者が網目の制限や操業期間の短縮を行っているんですが、これが長引くと、どうしても漁業者のほうから不平不満が出てくると思うんですけども、その点において何か漁業者もメリットがあるということも考えられないのでしょうか。

(今井会長)

どうもありがとうございます。漁業者のメリットに関しまして、どうぞ。

(平松課長)

資源課長をしております平松でございます。漁業者のメリット、取り組んでいる以上そういうメリットが何かないとなかなか続かないということからの御指摘かなと思っておりますが、全体として取り組んでいるそれぞれの漁法ごとに少しずついろいろ我慢といいますか、取り組んでいただきながら先ほどの説明にあったように資源量を増やしていくというところに向けてやってございます。そういう意味では資源が増えた暁にはそれぞれの漁業者がそれに見合った漁獲量が得られるというようところが1つ大きなメリットとして、それを目指して皆さん取り組んでいただいているというふうに理解をさせていただいております。なかなか個々の取組に対してでは、何かやったからこれをみたいな形のものちょっと今すぐには思いつくところはないんですけども、やはり広域的に全体で取り組んでいただいた結果は、取り組んでいただいた皆さんでその成果を分け合うといった形で、メリットを享

受していただくということが、広域の取組の1つのキーになるところかなというふうには考えてはございますが、ちょっと半分、御回答になってないかもしれないですけども、そのような趣旨でこれからも取組続けていきたいというふうに考えております。

(大川委員)

これからもよろしくお願いします。

(今井会長)

どうもありがとうございます。それでは、こちらの方どうぞ。

(服部委員)

今、このはなつぎ網等について説明がございました。この取組内容を変更したばかりの漁法でございます。はなつぎ網、船びき網との漁獲量や休漁日の状況、この状況を終わって何カ月もしてから報告するのではなく、もう少し各県に頻繫に報告をすべきじゃなかったのかなと思います。漁業者の中で、ほかの県の人はこちらをやっているのかやっていないのかわからないと、そういうようなことがあるので、そういうようなことも考えてやってもらいたい。それと2のほうで濱田さんから丁寧に説明があつて皆さん大変苦労して種苗生産して放流をしているというのがよくわかつたと思うんですが、この1番最初の資料の1-1で説明あつたように、最後のまとめで、現状程度の漁獲規制を実施して継続してできるだけ大型魚を狙って漁獲すると、こうまとめであるにもかかわらず、このはなつぎ網は大型魚も小型魚も獲る漁法だと、自分はやつたことないですが理解しとるんですが、ここが全然矛盾をしているのではないかなと。それと、このはなつぎ網を緩和したと、私は今年の3

月にも意見として言わせてもらったんですが、資源が復活したという説明であつたように思うんですよ。復活したんで、要望があつたんでこれを認めた。当初のこの資源管理の取組のスタート地点は、資源が減少したんで皆さんが資源管理をしてやっていこうと、漁獲が戻ったら緩和をするよと、するんであれば全体をするべきやということで私はそういうような意見で3月にも申し上げたと思うんですが、ここらあたりは全然徹底をされておらんと、この資源管理というもん、どこにどういう目的を持ってやっているのかと、1個ずつ、1件だけを緩和する。ほかの県の人はそのままだと、大型魚獲つたらよいと、ほかの県の人には10.6センチ以上の網ということで、これは守ってやるよと。一方で守らせて一方で緩和をするという、何か全然統制がとれてない資源管理ではないかなと、こういうことで、今後将来も続くのかなと心配されるんで、そこらあたりを少し検討してもらいたいなと思います。

(今井会長)

よろしいですか、どうぞ。

(平松課長)

資源課の平松です。今年度から取組が変わった中の実施状況の報告、連絡がリアルタイムでなかなか少なかったというところの御指摘がまず最初の御指摘かと思っております。御指摘のとおり、やはり他地域の操業状況とか、そういう取組状況、皆様、関心事項だと思しますので、今後なるべく速報的に全体の情報集めまして各県にそれをフィードバックするというような形で、なるべく取組状況を、実際に取り組んでいる中で伝わるように努めていきたいというふうに思っております。

それから、最後に資源の回復状況の中で取組がいろいろ、一部の取組につ

いて、去年もテーマにして取り組んで検討したと思いますが、御指摘のとおり、全体としてどうやっていくかということにつきましては、昨年度この播磨灘について検討している中で、やはり全体のこともこれから考えて、きちっともう一度整理してやっていきたいと思いますというので、今年度始まりまして、いろいろ各県とも意見交換をさせていただきながら検討は進めていっているところでございます。

また、次の資料に基づきまして、現状の検討状況等につきましては御説明をさせていただきたいというふうに思っております。先ほども御意見あった中で言いましたように、やはり全体広域的に瀬戸内海全体で取り組んでいただいている資源管理でございますので、取り組んでる皆さんが資源が増えたというところの恩恵を全体として得られるような形、そのためにはどういうことが適切かどうかというようなところを各県の方々ともいろいろ意見交換しながらまとまるように、事務所としても、水産庁としての役割を果たしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

(服部委員)

もう一点だけ、今年の3月には資源が回復したから緩和をするというような説明であったように思うんですが、今年低位に下がったと、こういうような状況になったら国はどのようなことを考えているのか、この後でそれは説明ございますか。

(平松課長)

資源状況に応じて考えていかないといけないと思っておりますが、先ほどの最新の資源評価では加入状況が昨年の加入が少なかったとかいろいろあつて中位から少し低位に落ちたということでございます。はなつぎ網等の規

制の取組のほうの検討している中では、漁獲が増えたらどれぐらい影響あるかというのは確認をしながら御説明をさせていただいておりました。また、昨年度、漁獲量の制限から努力量制限に変えるときに、今後、漁獲量が大量に増えてそれが資源に悪影響を及ぼすというようなことが懸念される時には再度検討を行うということは、今年から検討の取り組む中として盛り込ませていただいておりますので、今後そのような状況が見られれば当然検討を加えていくということになってございます。

(服部委員)

今年減ったやないですか。去年は増えたという説明だった。増えたんで緩和をすると、はなつぎ網を変更すると、上限を撤廃するという事になったやないですか。今年減ったんはどういうことを考えるんだと。1年ぐらiboっと増えたからやった、これは私の個人的な意見ですが、1年少し回復したと、緩和しようと、減ったらどうするんだと、即、次のその年に減った。減ったらどうするんだ、低位になったときにはどうするんだと私は聞いております。

(石田主幹研究員)

資源は確かに低位になってはいるんですけども、ぎりぎりの低位ということとです。6,000トン近く資源がある状態のとき、数十トンのはなつぎ網の体長組成も含めて流し網よりも若干小型魚が入るような体長組成、兵庫県からいただいております。それで将来予測もしました。ただ、6,000トン近くある場合は数十トンが100トン程度になっても将来予測ではほとんど誤差ぐらいしか資源には影響がないという結果も出ておりますので、その点、大変心配なさってるのはごもっともかと思っておりますけども、資源的計算

上は大丈夫かと私は考えております。

(服部委員)

いいです。言うだけ言うときます。

(今井会長)

どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ございませんでしたら、次のほうに移りたいと思います。

それでは、最後にサワラの広域資源管理に係る検討状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

では、青木資源管理推進官よろしく申し上げます。

(青木推進官)

引き続きまして、私のほうから説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1－4をごらんください。サワラ資源広域資源管理に係る検討状況についてということで説明させていただきます。

まず、背景となりますのは、昨年度は主にはなつぎ網とさわら船びき網の取組についての協議、検討というものを進めてきたところなんですけれども、その検討過程におきまして、瀬戸内海全体としての取組の検討をしていくべきではないかということが求められてきたところでございます。そのことで、今年度の取組といたしまして、サワラ資源の回復傾向を踏まえ、今後目指すべき資源の水準や、それに向けての取組内容について、資源の適切な管理とともに合理的利用が図られるよう関係11府県による検討を行うこととされたところでございます。

この検討をどのように行っていくのかということですが、当然のこ

とながら取組を行う漁業者の理解を得るということは非常に重要なことではありますけれども、そのほかに、まず目指すべき資源の水準をどこに置くか、それを関係者間で共通の認識とするということ、次に、それに向けての取組内容を考えていくことが重要であると考えております。そのため、11府県の行政研究者会議でありますさわら検討会議ですとか、漁業者協議会等で意見交換を行いまして、考え方の整理を行っているところです。今日はこの検討の方向性について、2ポツの(1)から(3)の項目に整理いたしまして、現状の報告をさせていただきたいと思えます。

まず、2ポツの(1)のところ、サワラの資源管理を推進していく際に目標とする資源水準についてですけれども、最近の漁獲状況を鑑みて、おおむね現状の資源水準を安定させることが適当だというような意見が多いようございます。その一方で、やはり漁獲量が少ない府県からは資源のさらなる増加というものを目指すべきではないのかという意見もございました。また、資源量ばかりじゃなくてやはり漁獲個体の年齢組成とか、体長、成熟関係といった指標というものにつきましても科学的根拠に基づく目標となり得るんじゃないかということで、そうした検討を進めていく必要があるのではないかというような意見もございまして、これらを踏まえて、どのような目標とするのか、それをどのような指標で表現するのがいいのかということにつきまして、今後整理していく必要があると考えております。

2番目の資源管理の取組につきましては、現在実施している休漁とか網目の拡大等の漁獲管理を緩和するという一方で、資源が減少するというふうな危惧を持たれている意見がある一方で、やはり資源量の回復に見合った規制の緩和というのも必要なのではないかという意見もありまして、それぞれ府県によってさまざまな意見がございました。それで今後検討を進めていくに当たりましては、取組を行う漁業者と協議会等によって関係者の理解を得る

ことが重要でありますし、(1)にあります、目標とする水準とも密接に関係していることですので、まず目標とする資源水準の方向性に沿った検討が行えるようにデータの収集等を行いまして意見の集約が図られるような検討を行いたいと考えております。

そのほか3番目にその他と書いてありますけれども、3番目のその他のほうの検討状況といたしましては、さারা検討会議等の関係会議のあり方とか進め方につきまして、その機能とか合意形成の手順というものについて少し検討を行っていくということを考えております。

最後に、今後の進め方についてなんですけれども、やはり関係11府県による検討を進めていって、適宜その進捗状況等は報告させていただきたいと考えております。

なお、水産施策の改革に伴いまして、新たな資源管理方策の導入というのがございますけれども、それにつきましては、その動きに応じた検討を行っていくということで、サワラ資源管理のあり方を検討していきたいと思っております。

以上で、検討状況の報告を終わります。

(今井会長)

どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。どうぞ、補足ですかね。

(平松課長)

先ほど服部委員からも今後どのような形で検討していくのかという御意見いただきまして、ちょっと資料戻っていただきまして、資料1-1の5ペ

ージの上のスライド、年齢別資源量推定値というグラフをごらんいただければと思うんですけども、これが資源量の経年変化ということで1998年に1番資源量が少なくなって、2002年から回復計画をやって、その後、資源量的には4,000トンまで届かない時期が10年ぐらいあって、2010年ごろからようやく4,000トンを超えるような資源が増えてきて、直近年は低位になったんですけども、この5年ぐらい前から中位ぐらいのところへ入ってくるというような形で、6,000トン近い資源水準まで増えてきているというのがこの約20年間の資源の推移ということでございます。直近年ではちょっとコホート計算の性格上精度が低いということで説明がございましたとおり、全体のトレンドとして見たときに2010年以降、ある程度資源量が回復傾向にきているというような流れの中で、先ほど播磨灘のはなつぎ網等の漁獲量制限、これは回復計画がスタートした当初から同じものだったんですけども、その取組の変更について議題に上がって、先ほど研究所のほうからあったように、いろいろシミュレーションとかもしながら御協議をさせていただいて現在の取組に至ったというようなことで進めてございます。また、今後これからの全体の資源管理どういう形でどういう方向へ向かっていくかという、先ほど青木のほうから説明した内容につきましても、このような今後の資源の動向ともきちっと見ながらその中でどういうところを目指すかというようなところを各府県と議論を深めていくというような形で進めていけるように我々も対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

すみません、補足は以上でございます。

(今井会長)

どうも補足説明ありがとうございます。

ただいま補足で説明ございましたけれども御質問ありましたでしょうか。
よろしいでしょうか。

(議題 (2) トラフグ広域資源管理について)

(今井会長)

どうもありがとうございます。それでは、次にまいりたいと思います。

次は、議題2のトラフグ広域資源管理についてに入りたいと思います。

議題2につきましても、トラフグの資源評価、トラフグの管理の方向性の2つに分けて進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価について、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員より説明をいただきたいと思えます。よろしく願います。

(石田主幹研究員)

トラフグについて説明させていただきます。主担当の片町と副担当の私、石田でこれをまとめております。同様に8月の資源評価会議で承認された内容でございます。御存じのようにトラフグは瀬戸内海系群だけでなく、日本海・東シナ海も合わせて一体として1つの系群となっております。このように分布が広く産卵場は瀬戸内海に幾つか点在して、有明、八代、それから秋田県にまで産卵場があるという非常に大きな回遊範囲を持っております。

昨年からの資源評価の大きな変更点は2つあるんですが、上のほうが大きな点です。2015年度のトラフグ資源管理検討会議では目標を960トンにしていたんですが、その後、資源評価が年々精度が上がっているわけですが、直近、最新の資源評価に基づく960トンではなくて840トン

を目標にするということ、これを目標にして資源評価ABCと管理目標を定めたということが最も大きな変更点でございます。

あとは放流魚の混入率算出方法、これは標識率の補正が抜けていたので、これを正したというところでございます。

これは漁獲量と人工種苗の放流です。黄色い線が漁獲量です。漁獲量が2002年からしかありません。全体にして減少傾向で2017年214トン、放流尾数は古くから資料がありまして、おおむね増加傾向ですが、2012年以降は数よりも質ということで、種苗を大型化して、それから尾びれのかみ合いによって尾びれが失われるようなものは出さないように、いい種苗を放流するというところで量から質への転換を図って若干数値が少なくはなっておりますが、このぐらいの放流を続けております。

海域別の漁獲量です。日本海・東シナ海、瀬戸内海、かつては同じぐらいだったんですが、瀬戸内海だけがどんどん減っていきました。それと有明海、これは0歳魚が漁獲多いんですけども少ない、長期的にはやや下がっております。日本海・東シナ海では努力量は減ったんですが努力値の漁獲尾数は増えています。瀬戸内海は両方減っているというのが現状でございます。

日本海・東シナ海を代表して、九州、山口西のはえ縄ですね、これは針数は全体的には減少傾向ですがC P U Eは増加傾向にあります。それから瀬戸内海、これは西部です。瀬戸内海は西部で漁獲するのは7割を占めております。出漁日数は減っております。これは山口県の瀬戸内海側と伊予灘、豊後水道の標本船です。両方C P U E減っております。出漁日数が減っています。C P U Eはこっちは下がったまま、伊予灘、豊後水道は低下傾向にあるということです。ここで0歳魚が漁獲の主体となっております。瀬戸内海の中央、これはあまり量的には獲っていないんですが、トン数とも減っていると、C P U Eが低い、こちらは備讃瀬戸ですね、これは産卵に来たものを獲るんで

すけども、出漁日数、C P U Eともかなり変動があるということです。それほどたくさんの量は獲っていない海域でございます。

資源評価方法、これはサワラとほぼ同じものでチューニングはしていません。チューニングを試みているんですけども、なかなか指標が見つからず、いろんな指標でやってみたんですが、しないのが1番よいという判断でしております。

年齢別漁獲尾数の推移です。下から、0歳、1歳、2歳となっております。0歳魚の尾数の推移をまず注目していただければ、2003年は極端に少ないんで、それを除いて考えますと、0歳魚はどんどん減っていくと、2015年だけは発生がよくてまあまあ獲れたと。1歳魚も若干減少傾向であると。ただ2歳、3歳、4歳は年によってあまり獲れる尾数は変わっていないということです。

海域別に何歳を獲っているかということです。有明海、この一番左なんですけども、0歳をたくさん獲っていると。1歳は獲っていません。2歳、3歳で若干獲れる。瀬戸内海は0歳、特に西部中心に獲って、1歳、2歳、3歳。2歳の場合はよく獲る。産卵魚ですね、獲っているということです。それから外海のほうは、日本海・東シナ海のほうは0歳を獲らないんですけども、1歳、特に2歳、3歳を中心に獲っているという、こういように海域ごとに漁法が違うわけで、獲り方も、獲る大きさも違っているということです。

資源量です。資源量は上の赤です。長期的にゆっくりゆっくり下がってきております。1,000トンが700トンぐらいまで下がっていくと。漁獲割合ですね、漁獲の強さを見ると、ほぼ一定31%、ほぼ一定で獲っているということです。

再生産関係、これサワラでは割と派手に下がってきて上がってきたりしたんですが、トラフグの場合はこのあたりで集中しています。1番この下のこ

この点が直近の2017年、これ1番上が2002年なんですけれども、全体としてきれいな線が引けるような関係にはなっていないと思います。それから、サワラでは灰色の丸で示したような放流による加入を橙色の点で少し上にあげています。全体として再生産関係、関係と呼ばれるものはちょっと見当たらない。資源がかなり少なくなったときの数値しかないために、もっと資源多いときまでのデータがあればもっと関係が見られたかもしれないんです。現在ではこれだけの資料しかないので関係は明らかではありません。

親魚量と再生産成功率、これは親魚からどれだけの子供が生まれるかという、生き残りじゃなくて、自然環境によるんですけれども、親魚量というのは上下がありますが一定に近いです。再生産成功率、同じ親から生まれる子供の数がどんどんどんどん下がっていると、原因については明らかでない。2005年がちょっとよかったりしたんですが、その後また下がってしまったということです。

年齢別のFですが、Fというのは漁獲係数といいまして漁獲の強さをあらわします。各年齢いろいろあるんですけれども、最近年では、上から2番目、この黄色線が全体を表しまして、これで見ますとあまり変わっていないということになります。小さいもの、0歳はそれほど上がったりしていない。けれども全体としてあまり変わらないという傾向になります。

それから、これ印刷した数字で申しわけございません。私のせいで、かすれてしまってるんですけれども、F c u r r e n t というのは、今の獲り方がここだという、横軸が漁獲の強さであります。今で漁獲の強さはこのぐらいです。曲線が2本引いているんですけれども、これは漁獲の強さが適当かどうかを判断する一種の指標です。詳しく説明すると時間がかかりますので、ほかにある縦線が一般的にこのぐらい獲れば資源は大丈夫ですという指標の幾つかを出しているんですけれども、F c u r r e n t 以外には3つ線があり

ます。上のほうに2つあるんですけど、それよりもほぼ同じぐらい、一見適当に見えるんですけども、F0.1という指標よりはかなり多いということから、今の獲り方は、こういう漁獲の強さから見てはやはり獲り過ぎであると判断されてもしょうがないというようなことを、この図は示しているわけです。

それから、資源水準が高位、中位、低位のどれか。サワラでは資源量で示したんですが、トラフグの場合は2002年以降しかありません。下関の唐戸魚市場では、長期の1971年から取扱量があります。そのうち内海、外海と分けておるんですが、ずっと昔の外海は、ここで示したように日本よりはるか沖合へ行って獲ったものがここにかなり含まれていると。ですから、現在とは漁業のあり方が違うので資源の水準をあらわすには外海を入れると適当であると考えられません。ですから、内海産だけ取り出しました。取り出したのを折れ線で示すところになります。この2カ年は極端に高いのを除外しまして、それ以外の年の最多の年と最小の年を3分割しました。現状では、この低位になっているということです。かなり少ない状態ということが長期の傾向を見てもおわかりになるかと思います。

それから、次は放流関係の内容を示します。0歳の資源尾数、先ほども示しましたが、全体の資源尾数はゆっくり下がっているんですが、0歳魚はもう少し早く下がっています。放流魚によるかさ上げがこれだけあるということです。5年ぐらい前まではかなりの部分混入率があったんですけど、最近では24%、一生懸命放流してるんですけども、その効果も少し薄れてきたかなということになっております。両方とも減少傾向です。

添加効率、これは放流魚のうち、どのぐらい親になるか。直近では0.03、サワラでは0.14もありましたので、7尾で1尾ですけど、トラフグの場合は30尾で1尾が親になるというような数字になっております。

これは資源量等量線といたしまして、将来、資源がどういう管理、どういう種苗放流すれば資源がどうなるかと予測する図です。横軸に漁獲の強さをあらわしまして、数字が小さいほど漁獲を制限して漁獲しない、数字が大きいほどたくさん漁獲する。漁獲割合上げると、白丸が現状続けた場合です。それから縦軸は上に伸ばすと、これ放流尾数を増やす、下だと減らすということです。現状の漁獲を続けた場合、10年後の2017年には資源量は500トン余りが期待できます。種苗放流をぐっと増やしても余り資源量は増えません。かわりに漁獲係数を少し下げると資源量がぐっと増える。あるいは漁獲係数を上げると資源量がぐっと減るというふうに、現状では添加効率が低いということもありまして、種苗放流をいたずらに増やしても資源はそれほど急には増えることは期待できないということはこの図は示しています。

ABCの算定です。先ほど840トンに目標少し下げましたので、ABC算定、去年より少し緩くなりました。ちょっと多目に獲ってもよいということになりましたけれども、やはり現状の漁獲量にはかなり厳しい目の数値ということになります。ですから、このぐらいで獲れば、10年後には840トンに回復するんじゃないかという数字になります。

それから、ABCの再評価です。これ去年のほうの再評価、去年のABCにさかのぼって、今年までの情報を加えて、去年にさかのぼったらどんなABCが出たかということをやりますと、目標値が少し下がったので、ABCも少し上方修正されたということ、この図が示しているわけです。ちょっとこれ専門的になりますけども、私どもはサワラそのほかの資源についても、過去のABCについても、常に再評価をしてどれだけ正しかったかというのは常に見直し検証を行っているところです。

これが最後ですが、トラフグもTACの対象ではありませんので、ABC

以外の管理方策として、産卵場、生育場の保護が非常に大切だと、産卵場に戻ってくるということから大切であると考えております。それから、未成魚の漁獲抑制と放流の高度化が大切であるということ、これが3歳魚以上のFが若干増加傾向であるから、できれば成魚も漁獲しないにこしたことはないということです。大事なのは、やはり上のほうから大事な順番に書いているということです。

以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

現状の漁獲を続けた場合には、現状の種苗放流を継続しても資源量は減少し続けると、そういうふうに推定されたということです。行政的な資源量回復目標の840トンにまで資源量を回復させるという、その目標の達成のためには漁獲圧をさらに削減する。種苗放流の高度化が必要だというようなことでもございました。ただいまの説明につきまして、御質問等よろしくお願いたします。どうぞ。

(梅田委員)

山口県の梅田ですが、ちょっとお聞きしますけど、種苗放流の高度化ってどういうイメージでおればいいんですかね。

(石田主幹研究員)

2つありまして、1つは、よい種苗をつくるということ、もう一つは適地放流に一層努めると、適地放流のほうはかなり産卵成育場のところで放流するようになってきましたので、かなり達成できていると思います。

もう一つ、よい種苗をつくるというのは、先ほど最初にも種苗放流尾数の説明では、ちょっと種苗が2002年以降減ったと説明したんですけども、種苗飼育するときに高密度で飼わずに、かみ合いを防いで、尾びれを欠損するような個体を出さないようにして、健全な種苗を育成して放流すると、その点になるかと考えております。

(梅田委員)

山口県も結構種苗放流してるんですけど、今言われた尾びれの関係とかっていうのは、水槽でやると難しいので池でやったりして健全な種苗放流をしていると思うんですけど、でも、なかなか、放流効果というのが本当にあるのかなという気がして。というのが、私、栽培公社のほうにありましたけど、もう山口県も何十年とやってきて、でも漁業者と話しても全く獲れん獲れんという話ばかりで、体長制限なんかもいろいろやってるし、どうしてこう、例えばフグを獲るのを何年間かやめたら必ず増えるんですか、これは。

(石田主幹研究員)

計算上はかなり増えることにはなります。それから放流効果がないということなんですけども、そこで図でお示ししています。9ページ目の下の図です。ね、これ放流魚の割合が、かなり天然資源の中で放流魚の割合かなりあるので、もしこれ放流してなかったらこの分がごっそりないということ、それから放流魚が親になって産卵する分もないというので、もし放流してなかったら資源が今恐らくほとんどいない状態にまで落ち込んでいるはずなんです。ですから、減少をできるだけ食い止めるだけの放流効果は、私はこの図からは十分見て取れるかなと思っております。

(梅田委員)

確かに漁業者と話をするときには、放流しなかったら今よりさらに悪いですよと言うけど、それを漁業者は実感してないんですよね。だから放流すれば、かなり健全な立派な、本当に放流するのがもったいないぐらいというようなフグを放流するのに全然獲れていないというのが、現実、漁業者が感じてることだと思うんですよね。だから何で増えないのかなというのはちょっと疑問が生まれて、説明はわかります。放流しなかったらもう全く再生産もないし、いないですよというようなことになるんでしょうけどね。

(石田主幹研究員)

主担当の片町が遺伝子で調べたところによると、放流魚の孫とかが漁獲されていますので、放流したものはちゃんと産卵してるというのは実証されています。ですから、放流してなかったら、これが親になって産む分も減っているわけですから、ほとんどいない状態になる。この青の図で推移したよりももっともっと少ない状態になりますね。ただ、漁業者の方にしたら漁獲量、資源量自体は減っていつているので、なかなか増えたという実感がないというのも、もっともなことだと私は思います。

(今井会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。

続きまして、トラフグの資源管理について、水産庁のほうから御説明をお願いいたします。

(竹川課長補佐)

水産庁管理課の竹川と申します。今日はよろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

先ほどの資料 2-1 におきまして、資源の状況については御説明がありましたので、その部分は割愛した形で関係する部分だけを説明したいと思います。

まず、資料 2-2 の 6 ページをごらんください。

先ほどもお話ありましたように漁獲量を資源量とも右側下がりの減少傾向で進んでいるという御説明でございます。そういった中で、6 ページの下にあります 9 番ですけども、今後の長期的な将来予測でございますが、今の漁獲圧を下げた場合にどの程度回復していくのかという、そういうシナリオが幾つか示されております。少なくとも、ここに書いてあるとおり漁獲圧を 2 割以上削減していかないとなかなか当面の回復目標である資源量 840 トンを達成できる見込みにならないのではないかとということで、こういうシナリオを用意させていただきました。

そして、こういった形で資源管理をどういうふうに進めていくかというのが次の 7 ページからでございます。

まず、7 ページの下、10 番、資源管理の方向性のイメージでございますが、この資源管理を進めるに当たりましては、まずは未成魚の漁獲を抑制し、成魚につなげて好循環を目指す、それに併せまして成魚の保護や産卵場、それから成育場の保全も図ってより効率的にやっていく、効果的にやっていく必要があるだろうと考えております。

具体的には、次の 8 ページになってきますが、資源回復のために目指すべきことでございますが、この資源回復のためには利用する全ての漁業が皆で一致団結して資源回復のために協力する必要があります。また 1 つの漁業で獲り残した分を別の漁業が獲ってしまうとそれはなかなか資源回復になり

ませんので、そこはしっかり守っていくということが大事だというふうに考えております。そして、このような取組を通じまして、獲り残しを行い、資源回復の好循環を早急に戻していくことが必要だと、これが資源回復の大きな根本でございます。

そして、これを達成するために、次のページ、9ページになりますが、各県でこの漁獲の圧力、漁獲の係数というか、それを下げていくために何をするかということで、各県取組を今推進していただいております。この表は小さいのですが、都道府県別の漁獲量も載せております。漁法別の漁獲量に合わせまして、1番右側のところの枠ですが、平成30年7月時点での各県の取組というのが記載されております。そして、また、この取組は、より深掘りして、より厳しいといった取組を進めていくという点にございまして、右側の30年7月時点の今後の可能性や方向性というものも示させていただいております。上から石川県からずっと11ページまで、瀬戸内までさまざまな県でそれぞれの漁業ごとに取組を行っております。この取組につきましては、それぞれかなり厳しい取組をやっているところもあれば、まだもう少し取組が深掘りできるんじゃないかというところもございまして、こういったところは関係県、関係漁業者の方としっかり意見交換をしたり合意を得ながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

そして、続いて12ページになります。

この資源管理のトラフグの関係ですけれども、非常に難しいところは小型を獲る方と、それから大きい大型を獲る方というのが地域によってばらばらというところが難しいところでございます。先ほどの説明でありましたように有明海や瀬戸内海では小型のものを、0歳魚を獲っているというところもありますが、外海では大型のものを獲っていると、そういった中でどうやってこの獲り残しをやっていくのか、そういったものをより進めるためにはど

ういったものができるのかということで水産庁のほうで来年度の概算要求の中で、新資源管理導入円滑化等推進事業というのを始めることにして要求をしているところでございます。現在も財務調整中でございます。このうちの12ページの下の20番の4番ですけど、相互扶助漁獲支援事業という事業を現在要求しております。これはどういう事業かと申しますと、同じ資源を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対して、いわゆる成魚を獲る漁業者、受益者といったらいいのかもしれませんが、そういった漁業者が、とも補償を行うものに対して国のほうで上乘せ支援をするという仕組みです。具体的に申し上げますと、小さい魚を逃がす放流などの経費をその大型を獲る方から一部いただきまして、それに国が上乘せをして支援していくというような仕組みです。これなかなか関係者の合意を得るというのは非常に難しい事業というのは重々承知しておりますが、こういった予算なども使いながらうまく資源を獲り残して、資源増大を向かっていくというのが大事ではないかというふうに考えている次第です。

そして、最後に16ページになりますが、参考資料につけておりますが、こういった取組は当然漁業者だけの問題ではなくいろんな方が関係者の者が協力してやっていく必要があるというふうに考えておりますので、5年前から始めていますこのトラフグの資源管理検討会議というところの場を通じ、関係のトラフグの全国協議会や栽培関係の協議等も含めまして、全体としてトラフグの資源管理を推進していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等、質疑よろしく申し上げます。

ございませんでしょうか。どうぞ。

(武田委員)

先ほどの説明もありました新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁獲支援事業ですか、これの予算を要望されている以上は、このとも補償をする地域なり県があるという見込みでやられてるんだろと思うんですけど、具体的にそういった、やれそうというような県はあるわけですか。

(竹川課長補佐)

回答いたしますが、この事業の要求をしているという話は各県にも御説明させていただいておりますが、なかなか難しいという意見は、全国、このトラフグだけではなくて、ほかの地域でも実はこの事業の話をさせていただいていますけれども、なかなか難しいということの御意見をいただいております。具体的に言いますと、やはり大型を獲っている人からすれば小型をもっと獲り残すべきだと、それはお金の問題ではなくて資源をより大切に使うべきではないかという御意見もあって、なかなか合意を得るのが難しいのではないかという意見が多いというのが事実としてはあります。今の段階で具体的にどこの県でというのは決まっていはいないんですが、各地に御説明をしながらこういった活用ができる地域を引き続き探していきたいというふうに思っていますし、このトラフグの関係におきましても、うまく使えるようであればしっかりとこの事業の仕組みをつくっていききたいというふうに思っています。すみません、今の段階ではどこでというのは決まっているところではありません。

(今井会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。ただいま、ちょうど15時ですので、15時10分に再開いたしますので、よろしくお祈いします。

休憩 15時00分

再開 15時10分

(議題(3) 太平洋クロマグロ広域資源管理について)

(今井会長)

それでは、時間となりましたので、次の議題に入ってまいります。よろしくお祈いします。

次に、議題3の太平洋クロマグロ広域資源管理について、に入りたいと思います。水産庁のほうから御説明よろしくお祈いします。

(竹川課長補佐)

引き続き説明させていただきます。

資料は、資料3と書いてある太平洋クロマグロの資料になります。

はじめに表紙について、日付が10月となっておりますが11月の間違いです。申しわけありません。

それでは、太平洋クロマグロの資源状況と管理について御説明していきます。

まず資源状況についてです。下の書いてある5ページ目をおめくりくださ

い。

今年のISCによる、ISCというのは科学委員会ですけども、科学委員会によって太平洋クロマグロの資源評価の結果が発表されております。その結果、資源量につきましては、その5ページ目の1番上のところですけども、2016年の親魚資源量は約2万1,000トンと推定され、ゆっくりと回復傾向にあると評価されております。具体的には、下のグラフを見ていただきたいんですが、1番下の、2016年、約2万1,000トンと書いてあるのが現在評価されている親の資源量でございます。

ただ、この資源量というのは初期資源、全体を資源評価上の仮定を用いて理論上のものなのですが、この初期資源量からすると現在3.3%という低水準ですが、それでも現在はゆっくりと回復傾向にあるという評価になっております。こういった回復傾向にあるという状況で、2024年までに歴史的中間値である4万3,000トンを達成しようという目標で今進んでいるわけですけども、このまま傾向が続きますと4万3,000トンの目標を達成する確率が98%と、非常に高い確率で達成することが見込まれますので、こういった条件下においては漁獲枠の増枠が検討できるということも決まっております、これにしがいまして、今年度、日本のほうから漁獲枠の増枠についての提案というのをいたしました。

提案の内容は8ページになります。1番上に、WCPFC北小委員会の結果についてでございます。こちらが今回の9月4日から7日行われました小委員会の結果です。8ページの下4. 結果概要というところが今回の増枠の提案の結果になっております。結果といたしましては、我が国の漁獲条件の増加に関する提案をしましたが、多くの国や地域が、資源がいまだに少ない中で増枠は時期尚早ということで、今回の会合では増枠には応じられないという主張を重ねまして、結果的には増枠の合意には至りませんでした。

また、②番になりますけども、余った漁獲枠の繰り越しというのがありまして、これは日本の漁獲枠は決まっているんですが、この獲り残した分、獲り控えた分かもしれません、こういったものを翌年の期間に繰り越せないかという提案をしたんですが、こちらについても合意を得ることができなかったというのが今回の北小委員会の結果でございます。

その結果、この段階では増枠というのが認められていないということになっております。これが現在の資源評価と国際会議の結果でございます。

そして、一方で国内の資源管理をどうしていくかというのが、次の9ページからの御説明になります。次の10ページをまず御覧ください。

10ページの1番上にありますように、クロマグロの資源管理につきましては、平成27年1月から自主管理を始めておりました、現在の平成30年1月からTAC管理というものに移行しております。下のⅢ-2の管理期間ごとに漁獲枠と実績とありますけども、この右側のピンクのところの1番上を見てほしいんですが、沖合漁業につきましてはTAC管理が今年の1月から開始をされております。一方で、沿岸漁業につきましてもこのTAC管理が始まっておりました、今年の7月から管理がスタートしたというところでございます。また一方で、このTAC管理が始まる前の緑の部分が第3管理期間といって自主管理でやっていた部分ですが、この期間の管理が先の6月で終わりましたので、その結果について御報告しますと、次の右側の11ページになりますが、第3管理期間の漁獲結果というところがございます。結果といたしましては、小型魚については99.5%の消化で枠内に収まったということでございます。また大型魚につきましても96.2%の消化で、これも枠の中で収まって漁期を終了したということになっております。

本漁期は、11ページの下にありますように、幾つかの都道府県で漁獲枠を超過して全体の数量を超える恐れがあるという状況もありましたが、皆さ

んの御努力の結果、何とかこの枠内に収まったというところでございます。

続いて、この第4管理期間、これからTAC管理をどのようにやっているかという説明です。13ページをごらんください。

クロマグロのTAC管理をどのようにしているかといいますと、大きく大臣管理と、知事管理に分けて管理をしておりますが、この知事管理につきましては、現在、都道府県ごとに小型魚、大型魚別に漁獲枠を設定しております。この漁獲枠を守るために、管理計画のポイントとありますが、幾つかの報告体制や管理体制というものを構築をして、今現在、実施をしているところでございます。

大きくこの第4管理期間で変わったところが14ページです。

今まで自主管理の第3管理期間までは、基本的には小型魚だけを都道府県別に割って管理をしていましたが、この第4期からは大型魚も都道府県別に割ることにしています。なぜこういうことまでしたかといいますと、この14ページの上のグラフにありますように、毎年、大型魚の漁獲量というのは増加傾向にありまして、平成27年が3,500トン程度だったんですが、29年には4,500トンぐらいまで漁獲量が増えておりまして、このままですと日本の枠であります5,132トンという枠を超える恐れがあるのではないかということで、ちょうど、この第4管理期間、TACが始まると同時に大型魚についても都道府県別に数量を割って管理することにしております。

現在この管理が始まっております、どのぐらい今漁獲がされているかというのは、15ページの下の日本地図のような形になっております図を御覧ください。小型魚につきまして、まず書いてありますが、沿岸漁業7月から始まったばかりですので、どこの県も枠の中で漁獲が進んでいるといったところでございます。

それから、ページめくっていただくと今度大型魚のほうの漁獲も記載しております。こちらも現在漁獲の報告を受けながら各都道府県で管理が進められているというところでございます。そして、現在、第4管理期間というのをやっていますが、また1月から新しい管理期間、第5管理期間というのが始まっていきます。第5管理期間の配分をどうするかというところの議論ですが、この8月7日の水産政策審議会で「くろまぐろ部会」という部会を立ち上げることになりまして、この「くろまぐろ部会」という中で、来年からの配分量についての議論をしております。

具体的には16ページの下にありますように、第1回から第5回まで、もう5回ほど開催しまして、先般の5回目を取りまとめというのがなされております。

第5管理期間以降の配分の考え方は17ページに記載をしておりますが、基本的には実績に基づく配分というのをベースにしますけども、特に配慮すべき事項については、配分せずに留保している数量から特別に配慮すべきじゃないかということで行われているような形を考えております。実績以外に配慮すべき事項として、17ページの上のスライドにありますように、混獲の大変さとか、経営の依存度とか、そういったものを考慮すべきだということもありますし、もう一つ、資源評価に用いるデータの取集というのもございます。これは、先ほどもありましておとり漁獲枠の増枠を目指すためには精度の高いデータの収集というのが重要ですので、それについては枠づけで一定程度配慮ということをしすべきだということをおっしゃっているところでございます。この考え方につきましては、今後の水産政策審議会、資源管理分科会において決議されることになっております。

マグロについては、以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見よろしくお願ひいたします。どうぞ。

(伊藤委員)

クロマグロが国際管理ということで中西部太平洋まぐろ類委員会ですか、そこで小型魚あるいは大型魚についての枠組みが決められていると、これについては科学評価委員会のほうでいろいろ検討して、その結果をもとにこういった数字が決まるという流れになっていると思うんですけど、1つは、前の資料をちょっと見直したときに2015年措置ということで、中西部太平洋まぐろ類委員会なんですけども、30キロ未満の小型魚については、この50%、半分というのは義務規定になっていると、それから30キロ以上の大型魚については、日本は4,882トンもあるんですけど、これ努力規定となっている。その義務と努力という2つの言葉がございまして、専らこの瀬戸内海の調整委員会の中では小型魚のことなので、これは必ず守る必要があるということですと説明受けてきたんですけども、今のお話では、この大型魚についてもTACの可能量の中に入ってるわけですね。それで、この義務と努力というニュアンスの違いといいますか、それが1つとですね。

もう一つは、じゃあこの数字はどこからきたかという、これはあくまで科学評価委員会のシミュレーションの結果からきてるわけですよ。今年、日本が増枠を申請したということになるんですけど、そこでどういうシミュレーションをしたのかということについて、部外者にもわかる形で公表されているかどうかということについてお伺いしたいのですけど。

(竹川課長補佐)

今の御質問ですけど、まず1点目ですけども、義務規定、努力規制というところですが、大型魚についても現在は義務規定になっておりまして、2015年は努力規定とありますが、正確にはわかりませんが、17年に努力規定から義務規定に変わりました、現在は大型魚についても管理をしなければいけないという形になっております。それが1点目です。

2点目の科学委員の評価なんですけど、こちらは科学委員の評価レポートというのがホームページにも載っております、全てデータは公表されている形になっております。その中で、どういう形で今評価を行ったり各国からの意見がどうだったかというそういったところも含めてレポートという形で載せさせていただいてますので、決して外に見えないという形になってるわけではないということは御理解いただきたいと思います。

(伊藤委員)

そしたら、そのISC委員会の中でシミュレーションがあつて、そして、この総会の中でそれをもとに審議されるということで、例えばメキシコとか米国とか反対ということで報道されてましたよね、そうしますと、その科学委員会の内容が、検討の結果、まだまだ正確ではないというそういうことですか。日本の場合は資源が増えてきているから増枠を申請してるわけですよね。しかし、ほかの国ですね、米国、メキシコ、そういったところではまだ尚早だと、だから日本の資源評価の結果が甘いということで反対されたということになりますけども、その辺の科学的な一致が各国違うということについてはどうお考えですか。外国から見ると日本がほとんど漁獲していますよね、これ。

(竹川課長補佐)

データの問題というのも1つあるんですが、この5ページ目にあります現行措置を継続した場合の将来予測というのがこのグラフの中にあるわけですが、今回の議論の中で1つありましたのが、この右肩に上がっていくオレンジの線を出すには加入量をベースに考えていくことになります。加入量は、その次の6ページに0歳魚の加入というのがあるんですけども、この加入というのは年によって変動が当然大きいわけでございまして、この2016年のデータを使って、今回将来予測というのを行ったところなんです。

今回の議論中でありましたのが、この2016年のよい結果、加入がよい結果を用いて将来予測をしているところが、まだ、これだけで判断するのは早いのではないかというところもありまして、また2017年の加入の状況、そういったものを加味してこの将来予測をしっかりとつくっていくべきだというそういった議論もありまして、結果的には今回の増枠のところはなかなか難しいということになったそうです。また、日本の資源評価がおかしいというわけではなくて、これあくまでISCというのは各国の研究者が集まって議論して決めていることであって、日本だけが資源評価をしてるわけではないというのが、まずレポートの仕組みで、日本の資源評価はこう、どこの国の資源評価はこうというのを持ち寄ってるわけではなくて、皆さん研究者で検討してやっているのがこの科学委員会という場になっております。日本のデータを使っているのは事実でありまして、その加入量のデータですとか、それから親魚資源量のデータに使っている漁獲のデータ、例えば近海のかつお・まぐろのはえ縄のデータだったり、ひき縄のデータというのをこういった委員会に日本からも提出していますけども、そういったもので多くの科学者で議論して決定していくのがこの委員会というふうにさせていただきました。

(今井会長)

よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

はい。

(議題(4)平成31年度資源管理関係予算について)

(今井会長)

ほかございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。議題4のほうに入りたいと思います。

平成31年度資源管理関係予算について、水産庁のほうから説明をお願いします。

(竹川課長補佐)

引き続きよろしく申し上げます。水産関係の概算要求の状況は資料の4のほうにまとめてございます。

今回の概算要求の中身ですが、非常に改革に関連する部分が多く、資源管理の関係の予算も改革に関連する部分が多いものですから、後々の水産関係の説明の際に合わせて説明したいと思います。ここでは簡単に水産改革とはまたちょっと違う現在の取組の継続している部分の予算だけ簡単に御紹介します。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をごらんください。

こちらは、昨年もありましたE E Z内資源・漁獲管理体制強化事業という事業でございます。この事業におきまして、1番にありますように、引き続き漁獲情報の集計や管理、こういったものに対してしっかり予算を要求しているところでございますし、2番のクロマグロ等資源管理の推進というのは、これはクロマグロの入網したのを逃がしたり魚探をつけて入網状況を調べたりとか、そういったことに対する支援策ということをやっております、これにつきましても引き続きやっというところでございます。それから、3番の資源管理指針・計画体制の高度化というところで、これは各県皆さんに取り組んでいただいております資源管理指針や計画体制を行っていくための必要な予算ということの確保ということも今回も要求させていただいているところでございます。

こういった従来の資源管理の部分というのもしっかり今回は要求させていただいておりますし、その後の3ページ目以降は改革に関連する部分が多いんですが、そちらについても今回要求しているところでございます。詳細はまた後ほど説明したいと思います。

(今井会長)

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等、質疑よろしくお願いいたします。ございませんか。

もし、あとでまた何かお気づきの点がございましたら、最後にまた出していただいても結構だと思います。

(議題(5)その他)

(今井会長)

では、ございませんようですので、次に移りたいと思います。次は、議題の5、その他ということで、今日はこれが結構大きな話になるかと思えます。

それでは、最後の議題、その他に入りますけれども、その他につきましては水産庁のほうから話題提供がございます。それでは保科部長よろしく願います。

(保科部長)

それでは、水産政策の改革について、現在の状況を説明させていただきます。資料ですね、まず、この漁業法等の一部を改正する等の法律案参考資料の3ページをあけていただければと思います。

既に前回の会議で途中の状況を御説明させていただいているかと思えますけれども、改めて経緯からざっと振りかえりますと、昨年4月に水産基本計画を定めた。水産に係る施策の全体を整理したわけでありまして、その中に、今回の水産基本計画では、例えば数量管理等による水産資源の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について検討すると書いてありますけれども、基本計画の中に、この水産計画の実施期間の中で検討して結論を出して新しい方向性を出していくと、そういう規定が何か所も入っているような基本計画になっています。

それで、29年4月以降、この中身を具体的に検討してきて、昨年12月8日に水産政策の改革の方向性として、関連する施策部分の今後の方向性を整理して、これを農林水産業・地域の活力創造プランという政府の計画の中に盛り込んだというのが、これが昨年12月です。この段階で、この改革の方向性等について前回の会議で御説明させていただいたというのがこれまでの経緯であります。

その後、この方向性にしたがって具体的な内容を検討してきて、今年の6月に活力創造プランを再改定して、具体的な中身、より詳しく書いたものですね、これを新たに政府の計画に盛り込んで、これを進めていこうとしているのが今の状況であります。

その中身です。実際はかなり大量なものになりますので、ポイントを取りまとめたのが資料5-3でございます。この資料5-3と先ほどの水産政策の改革の経緯の次のページ、4ページに水産政策の改革の全体像とありますので、この両方を照らし合わせて御覧いただければと思います。これで大まかな全体像を御説明させていただきます。

今回の改革ですけれども、全体像のほうで見てください。改革の要素が、資源管理、それから遠洋・沖合漁業、養殖・沿岸漁業、水産物の流通・加工という、こういう4つ項目ありますけれども、それぞれについて、検討、今後の施策について変更していくということを通じて、資源管理を適切に行いながら水産業の成長産業化を図っていく、これによって利用者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立していく、そういうものであります。

まず、資源管理ですけれども、科学的・効果的な評価方法・管理方法とする新たな資源管理システムを構築する。そして、国際的な枠組みを通じた資源管理を徹底していこうというような内容です。

遠洋・沖合漁業については、大規模な、比較的大型の漁船の漁業ということになりますけれども、IQなどの導入と合わせて、漁業許可制度を見直して、トン数制限など安全性の向上等に向けた規制の撤廃等も考えていこうというのが中身になっています。

それから、養殖・沿岸漁業ですけれども、これに関しては、沿岸における海面利用の制度等を見直して、漁業権制度は堅持しながら、プロセスの透明化を図るとか、あるいは水域を適切・有効に活用している人は継続利用を優先

していけるような仕組みにしていこうと、さらには養殖業の戦略的な振興を図っていこうというのが大きな中身、考え方になっています。

流通加工については、流通構造を競争力のあるものにしていくということで、各方面の取組を行っていこうという、こういった範囲というんですかね、さまざまな範囲にまたがって今後の水産業をきちんと成長させていって、あるいは若者に魅力あるものにしていくための努力を今やっていこうというのがこの改革の考え方であります。

次の資料5-3のポイントというほうでもう少し中身を見ていただければというふうに思いますけども、1つ目、新たな資源管理システムですが、資源管理については、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法と管理方法に移行していこうということで、例えば1つ目のポツにある、有用資源全体をカバーするような資源評価を行って、それから、資源管理の方向としても、3つ目のポツですけども、最大持続生産量、長い目で見て漁獲量がより多く期待できるようなそういう資源水準を目指す、維持するような管理をすることで漁獲を安定させていこうとか、あるいは1の下から2つ目のポツですけども、TAC魚種については順次拡大して漁獲量ベースで8割にしよう。あるいはIQ制度についても準備が整ったようなものから順次導入するということをしていこうというふうにしています。

2つ目の漁業者の所得向上に資する流通構造の改革については、物流の効率化ですとか、あるいは情報通信技術の活用、品質・衛生管理の強化等を推進するとか、トレーサビリティの取組を推進するといったことをやっていこうということでもあります。

次の3番の漁業許可制度ですけども、沖合・遠洋漁業に使われる部分になりますけども、先ほども申し上げましたけれどもIQの導入や漁船の大型化を阻害するような規制を撤廃する。IQなどの条件が整ったものについて漁

船の大型化を阻害するような規制を撤廃する等の対応をしていこうということですが。

4番目、裏のページですけども、養殖・沿岸漁業については、基本的な考え方として、漁業権制度を維持しつつ、新規参入等に向けて、その漁業権付与に至るプロセスを透明化して、空いている漁場には参入しやすいようなことをやっていこうという考え方のもとで漁場計画の策定のプロセスを透明化するか、あるいは(3)ですけども、漁業権の内容については、これまでの優先順位ではなくて既存漁業者の水域を有効に活用している場合に継続利用を優先して、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することで、漁業権を免許していくこととしています。

次の、さらには公的な漁場管理を県の責務として、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設して、漁協がさまざまな公的な、例えば赤潮の情報提供ですとか、漁業者以外にも裨益するような取組をしているのを法的に位置づけて、それに伴う費用等はきちんと徴収できるというような仕組みを入れていくとともに、養殖の発展に向けて戦略的に国が今までよりもかかわっていくようにしよう。このように今後の漁業の成長に向けて、今手を打てるところはやっていこうというのが今回の考え方になっています。

こういう整理のもので、冒頭の御挨拶でも申し上げましたけども、これまで関係する皆さんへの御説明を繰り返してきておきまして、今般、その制度面での改正の第一歩として、漁業法等を改正したいと思っています。その資料が資料5-1、漁業法等の一部を改正する等の法律になります。これについては、担当のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

(中村課長補佐)

それでは、引き続きまして、水産庁漁業調整課の中村と申します。よろし

くお願いいたします。

それでは、資料5-1と、資料5-2のほうを使わせていただきたいと思っています。資料5-1はちょっと文字だらけになってしまいますので、ちょっと保科部長の説明と重複する部分がございますが、引き続き資料5-2の5ページ目、資源管理①というところから順番にまた御説明させていただきたいと思っています。数量管理にシフトしていくというのが今回の漁業法改正で大きなところがございます。昨日、閣議決定がなされまして、既に農林水産省のホームページのほうで改正案、新旧対照表ともに公表がなされているところがございます。

まず、そのTAC管理をしっかりしていくということでございますけれども、5ページ目左側にありますとおり、TAC対象魚種とTAC未対象魚種で比較いたしますと、この低位水準というものの推移につきまして、TACをしていないものについては、これなかなか減っていかないという一方で、TAC対象魚種につきましては、この中位、高位というものが増えてきているというような事実関係がございます。

また、その次のページの6ページ目でございますけれども、その左側に資源管理目標というものがございます。現状というところでB l i m i tとありますけれども、これはこれ以上資源が減れば今の資源状況を維持できないというようなラインになりまして、現在はこれを水準として管理を行ってきたわけでございますけれども、今後は上の赤い点線で示した、回復・維持すべき水準、MSY水準とございますけれども、こういったところまで資源を回復させると、これについて10年で回復させるのか、20年で回復させるか、いろいろな考え方があろうかと思えます。そういったところは引き続き関係者の御意見も聞きながら対応していくことになろうかと思えますけれども、乱獲を防ぐためのぎりぎりの基準で資源を管理するのではなくて、

より高い資源水準にして、それによって漁獲をしっかりと持続的な漁業を実現していくというような考え方になっております。

右側につきましては、I Qの導入事例ということで、ベニズワイガニの例を出させていただいております。

1 ページめくっていただきまして、7 ページ目でございます。

許可制度に関するものでございます。遠洋・沖合漁業ということでございまして、こういった数量管理につきましても、まずは遠洋・沖合漁業からしていくということ、そして、またI Q化につきましても準備が整ったものからしていくというところにしておるわけでございます。現行の漁業許可制度につきましては、指定漁業ですとか、特定大臣許可漁業ですとか、いろいろな種類に分かれておりますし、またトン数制限ということで、漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとしたしまして、これまでは船舶の総トン数、これが重要であるということで、トン数による規制を行ってきたところでございます。右側に、各国の生産とございますけれども、漁業者数と漁船数、そして漁業者1人当たりの生産量等々を比較した図になっておりまして、日本につきましては、なかなかここが大きくなっていないというような状況でございます。

続きまして、8 ページ目でございます。

ここから沿岸・養殖についての話になってきますけれども、沿岸漁業の操業のイメージ、言うまでもなく輻輳して重層的に利用されているということでございます。また、多様な養殖事例ということで、組合管理漁業権もございますし、一方で、廃業に伴いまして集約化によって小数の漁業者が規模を拡大して養殖魚を営んでいるようなケースというものも出てきているところでございます。

1 ページまためくっていただきまして、9 ページ目でございますけれども、

養殖・沿岸漁業②ということで、現在の免許の状況ということでございます。御参考までということでございます。

また、1ページめくっていただきまして、10ページ目、養殖・沿岸漁業③ということでございます。漁業権につきましては、左側、免許の流れとありますけれども、これまでも漁場計画をつくりまして、海区委員会へ諮問し、免許を都道府県知事がしていくというようなプロセスでありました。漁場計画の策定に当たりましては、これまでも関係者の意見を聞きながら調査をして漁場計画案がつくられていたわけですけれども、今後は、ここのプロセスにつきまして、公表するなど法定化してこのプロセスを透明化していくというようなことを考えております。その右側、免許の現況と今後というところでございますが、共同漁業権につきましては、現在は、漁協、漁連の組合管理のみ認めているところでございますけれども、これにつきましては、引き続き漁業法を改正しても同じように漁協の管理するものということにしております。一方で、定置漁業権、区画漁業権につきましては、これまでは漁業法の中で優先順位を法定していたところでございますけれども、例えば定置漁業権でございますと、多くが優先順位が第3位で免許されているというような実態もございまして、5年ごとの免許の切替のときに優先順位がより高い者が手を挙げていきますと漁場を失ってしまうというようなリスクもございまして、定置網になりますと億単位の投資も必要ということもあって安定的な投資をしていただくというようなこと、そして、また安心して漁業を継続していただくということから、今後は漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合には、その継続利用を優先するということと考えております。また、例えば特定区画漁業権のように組合が管理しているものにつきましては、漁業権行使規則に基づいて、これまでどおりしっかりと漁協が管理し、そして、また行使者の方が漁業を営んでいるというようなことであれば、

それは引き続き組管理免許になるということで、現在免許を持っている方が適切に漁業なり養殖をしていただいている場合には継続利用というものを優先するというようにしておるところでございます。

また、1ページめくっていただきまして、11ページ目でございます。養殖・沿岸漁業④ということでございます。一方で、この協力金、行使料というものは、当然、これまでも認められていたところでございますけれども、その行使料の中身ですとか、その金額、積算根拠、いろいろあるかとは思いますが、そこが不透明であるというような御指摘等もありました。また、真珠養殖は経営者免許なんですけれども、これについても行使料という名目で徴収されているような不適當な事例もございましたので、こういったところをしっかりと今後は透明化を図るとともに関係者の理解が得られるように対応していきたいというふうに考えております。また、その漁業の金銭徴収に対する指導ということで、既に漁業団体のほうもガイドラインを設定するなどして、こういった取組を進めているところでございます。

また、1ページめくっていただきまして、12ページ目、海区漁業調整委員会でございます。海区漁業調整委員会につきましては、現在全国で64海区ございます。その権限につきましては、既に御承知のとおり、漁業秩序を維持するという、漁業調整、そして、また最近ではTAC法に基づく基本方針の策定等々、さまざまな役割もございまして、また委員会指示という権限も持っているところでございます。その委員会の構成でございますけれども、公職選挙法に基づく公選による漁民委員が9名、知事の選任による学識経験委員・公益代表委員の6名の計15名で構成されております。これにつきましては法律のほうで規定がされておまして、委員の任期は4年というふうになっております。一方で課題もあろうかと考えておまして、選挙制をとっておるわけでございますけれども、現在、直近の平成28年度の選

挙のときには64海区あるうち8海区しか選挙が行われなかったということ、また市町村の選挙管理委員会によって毎年名簿調製をする必要がありますけれども、こういった負担があるということ、そして、また委員の選任の現状としまして、事前に地区別等のバランスを考慮して立候補者が選定されているということがありまして、実際、選挙になるとその選挙民が一律にその海区の中にいるわけではありませぬので、そういったバランスを維持する上でも選任制のほうは、そこは適当ではないかと考えるところでございます。また、定数の関係で、被選挙権のある漁業の組合長を学識経験委員として知事が選任しているというような実態もあるところでございまして、今回はその海区漁業調整委員会の機能ですとか役割は一切変えるということではございませんけれども、この委員の選任制というところは変更していくということを考えております。

続きまして、13ページ目の密漁対策でございます。漁業法における罰則の現行と今後ということでございます。これまでは無許可漁業を営むということで、200万円の罰則が最高でございましたけれども、近年の悪質な密漁、組織的な密漁というものがございまして、そういったものを背景に、より罰則の強化が必要というような御意見等もありましたことを受けまして、今般、特定の水産動植物、これはナマコなどを想定しておりますけれども、こういったものを採捕した場合、密漁品を取得するなどした場合、これにつきまして刑を新設しまして、3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金ということで、当然その許可を持っている人などはこの対象外ということになりますけれども、こういった罰則強化によって密漁の抑止をさらに強めていきたいというふうに考えております。そのほかにつきまして、真ん中にありますとおり、これまでの知事許可漁業の無許可につきましても、200万を300万に、漁獲権侵害につきましては、罰金20万円を100万円にと、

それぞれ罰則の強化を図りたいということでございます。

また、1ページめくっていただきまして、14ページ目でございます。

漁協ということで、これ水産業協同組合法も今回合わせて改正をすることとしております。その中におきまして、漁協は販売事業がメインということもありますので、そういった販売のところをしっかりとやっていただくということで販売のプロの役員の登用というような言い方させていただいておりますが、そういったことを水協法の中に規定していくということ、そして、また公認会計士監査への移行というもの、ただ、これにつきましては全ての信漁連及び貯金等合計金額が200億円以上の漁協ということで、農協に比べれば漁協のほうは大分少ない数ということになります。ただ、一方で負担というものの御懸念もございますので、これにつきましては、右下にあります、法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に關しまして、組合の実施的な負担が増加することがないこと、ということを明記することとしてございます。

それでは、引き続きまして、資料5-1でございますけれども、ちょっと時間の関係もございますので、1番最後の裏のポンチ絵になっておりますような漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要、こちらを使いまして、もう一度同じようなこととなりますけれども御説明させていただきます。

まず趣旨として、漁業は国民に対し水産物を供給する使命を有しておりますが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数が長期的に減少をしていると。一方で、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっておりまして、漁業のポテンシャルというものは大きいと考えております。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置、そして漁業許可、そして免許制度、こういったものも漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すということにしておりまして、改正の概要、1番、漁業法の改正でござ

ございますが、従来の漁業法にTAC法を統合するというような改正をいたしております。

(1) 新たな資源管理システムの構築でございますけれども、科学的根拠に基づき目標を設定しまして、資源を維持回復させるというものでございます。

資源管理の基本原則といたしまして、資源評価に基づき、漁獲可能量、TACによる管理を行い、持続可能な水産資源を維持・回復させることを基本といたします。

TAC管理は、個別の漁獲割当、IQによる管理が基本ということでございますけれども、IQの準備が整っていない場合には、管理区分における漁獲量の合計、全体枠で管理するというところでございます。

そして、TACの決定でございますけれども、農林水産大臣は、資源管理の目標を定めまして、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定していくということ。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績などを勘案しまして、船舶等ごとに漁獲割当を設定していくと。そして、割当量の移転につきましては、船舶の譲渡等、一定の場合に限定するというような考え方でございますが、漁獲割当をしていくということでございます。

そして、(2)の生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しでございます。

競争力を高めまして、若者に魅力ある漁船漁業を実現するというところで、IQ管理にしていくことによりまして、これまで漁獲能力をトン数規制で行ってきたわけでございます。IQがしっかりと進むことによりまして、漁船の安全性ですとか、居住性の向上に向けて船舶の規模に係る規制を見直すということを考えておりますが、当然、区域規制ですとか必要な規制は残すと

ということ、そして、また関係者との調整というものも引き続き行っていくということになるかと考えております。

許可体系を見直しまして、随時の新規許可を推進するということ。

そして、許可を受けたものには、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課すということで、漁業生産に関する情報等の報告を義務付け。これにつきましては、ICTの今般の進展等もございますので、そういったところも活用しながら漁績データですとか、市場データ、そういったものを集めて、さらにそれを資源評価のほうにフィードバックするということを考えております。

(3)でございますけれども、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しでございます。

先ほど申し上げましたように、海区漁場計画策定プロセスを透明化するというので、漁場計画案策定前の関係者との意見聴取等に関しまして公表をしていくということ、そして知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等、漁場計画に規定するという事等を考えております。

漁業権を付与する者の決定ということでございますけれども、先ほども御説明しましたように、既存の漁業権者がしっかりとその漁場を使っている場合には、その方に引き続き免許すると。一方で、既存の漁業者がいないなど新規漁場につきましては、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許することとしまして、法定している優先順位というものは廃止するという事を考えております。

漁場の適切・有効な利用の促進ということでございますけれども、漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する義務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付けるということとしております。

沿岸漁場管理につきましては、先ほど御説明ありましたけれども、都道府

県の指定を受けまして、沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入することとしております。

(4) 番でございますが、漁村の活性化と多面的機能の発揮ということをごさしまして、国と都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることを鑑みまして、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮することとするということを新たに法律に書き込むということを考えております。

その他でございますが、海区漁業調整委員会につきましては、漁業者代表を中心とする行政委員会としての性質は維持をいたします。その上で、漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直すこととしております。

さらに、密漁対策のために罰則を強化するということが今回の漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要でございますが、また、2つ目といたしまして、水産業協同組合法につきましては、販売のプロの役員への登用ですとか、公認会計士監査の導入等により、事業・経営基盤の強化を図る、こういったところを基本といたしまして、今後、国会のほうに法案が提出されまして審議されていくことと考えてございます。

説明は以上でございます。

(竹川課長補佐)

それでは、最後に関係する予算についてです。資料4に戻っていただきたいと思っております。

水産改革に関係する予算というのは非常に多岐にわたっておりますので、本日は資源管理に関係する予算だけ抜粋してお持ちいたしましたので、それについて説明いたします。

まずページをめくっていただいて、2ページ目をごらんください。

これは、先ほどお話しましたが、従来の部分もありますが、拡充という形をもって、この資源管理に資する部分、そういったものについても予算をしっかりとつけていくといった内容になっております。そして、この改革に合わせて新規で要求しているのが、その次のページの3ページ目の事業になります。新資源管理導入円滑化等推進事業という部分です。

この事業につきましては、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等、新しい資源管理措置の移行に伴って漁業の構造変更ということで、減船や休漁等そういったものを円滑に実施するため必要な予算ということでの要求をいたしております。また、この再編に伴いまして影響を受ける加工業者、こういったものに対しての原料転換や、そういったものに対しても支援していくという中身になっております。この資料でいきますと1番から3番というのが大きなところになっているかと思えます。

そして、次のページ、4ページ目でございますが、4ページ目は種苗放流、栽培に関する予算になっております。

こちらは、対策のポイントとしましては、資源造成や回復効果の高い手法、それから対象魚種の重点化を図る、そういったものに対しての支援や予算の中身となっております。今回でいきますとトラフグ等もありますし、ニーズの高いキンメダイやアマダイ等の種苗生産の技術、こういったものについても予算としてやっていくといったところになっています。

続いて、5ページ目です。5ページ目、6ページ目は、いわゆる資源評価に関連する部分でございます。国際的に見て遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入、こういったものにより水産資源を回復するために、調査船での調査、資源調査を抜本的に拡充して情報収集体制を強化する。こういった内容になっております。具体的な予算額も大幅に増額して要求をしていると

ころでございます。こういったものによりまして、国際水準の資源評価を実施し、資源評価対象魚種の拡大を進めていくということを考えております。

そして、最後に6ページ目です。6ページ目はスマート水産業推進事業という事業です。

これは、漁業者などから効率的に情報収集する、そういった目的で資源評価の高度化を図っていこうと考えまして、そういった体制の整備を行う予算になっております。また、さまざまなデータを集積する関係から、そういった基盤を構築して全体のバリューチェーン、全体の活性化を図っていく。そして、また先端技術、こういったものも積極的に導入していく。そういったデータ収集と関連するような大きな基盤の整備に関する事業というふうになっております。このような資源の管理に関する部分や資源調査、情報収集に関連する予算を通じまして、新しい資源管理システムを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

(保科部長)

最後、補足ですけれども、今回提案しようとしている漁業法等の改正については、施行、実際に実施する時期を2年以内で別途定めるとして、それまでに必要とな政令や省令を定める作業を皆さんのお話を伺いながらやっていくことにしています。予算については今から先行的にいろいろ確保して、やっていきたいというふうに思っているということでもあります。

以上です。

(今井会長)

ありがとうございます。よろしいですか。説明漏れございませんか。

どうもありがとうございました。ただいま結構盛りたくさんの説明ございましたけれども、これから質疑に入りたいと思います。御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。どうぞ。

(服部委員)

既に閣議決定がされたものを後から説明いただいても余り意味がないかなと思うんですが、まず養殖業の、ここではやわらかく新規参入に向けてというようなことで、もともとはこれ企業参入というような表現もされていた時期があったかと思いますが、今の既存の全国の養殖業者、資源管理の問題で、ブリ、カンパチ、ブリ類は14万トン以内、マダイは7万トン以内に抑えたらどうでしょうかという、国の指導に基づいて我々漁業者は細々と養殖を営んでおります。組合との公式契約の中では、生けすの余裕は十分あるが、3分の1しか利用してないというようなこと。でも、その指導に基づいて今事業を取り組んでおると、そういうところへ企業参入を認めて、その14万トン、7万トンとの整合性はどうやってとるんかなと、多分、私がそう言うたらこれは輸出向けやとそういう説明すると思うんですが、既に、今まで、これまでの業者も輸出もどんどんと取り組んでおりますが、うまくいってないのが現状であろうと思います。水産庁、国がこういうことを決めるのであれば、輸出向けということで明確にうたってもらって、その管理は責任を持って国がやると、これ今までは輸出向けということでやられても輸出ができない場合は全部国内に流れております。そういうような実績、事態があるのに、それをあんたたちもう黙っとれ、こういうようなことやということでやられたらちょっと苦しいなと思うんで、2年後と部長今言いましたけど、私は2年後では養殖に携わってないかもわからない。死んだるかもわからない。ただ、私は息子2人と孫が養殖に携わっております。その子たちが、やは

り将来にわたってちゃんと事業ができるように国は見ていてほしいなど、このように思います。

我々、私も25年ばかり単協を預かっていた経緯がありますが、この漁業権の問題、海は先輩から預かったものはちゃんと守っていかないと、将来にわたって地元の漁業者のために守っていかなきゃならんという思いでこれまで取り組んできた。徳島県、隣にありますが、徳島県と私のところは県境を接しております。境界線の問題で何年にもわたって揉めたこともあります。そういうことをしながらでも、隣の親しい人とでもけんかしながら守ってきたのが我々単協の組合長さんで、どこの組合長さんでも同じことやろうと思うんですが、それを優先順位とつばらってええと、組合の優先順位、何でそんなことするんだと。企業参入、私は今でも十分にこの水域を活用できないところは准組合員に入って、そこで十分事業をやられておると思うんですよ、企業はどんどんと。今も既にやられて、ここでもあるようにマルハさんも私が全漁連におるときに、ちょうどマルハさんに購入してもらった経緯がありますので、値段のところも、何から何まで私はマルハさんと交渉して、こういうことをやってもらったという経緯もあります。これは十分やれるはずなんです。ただ、企業の中では協力金が高い、更新料が高い、販売は自分でやるのに何で販売手数料払わないかんのやという思いが多分国のほうへは流れているんだろうなと、そう思います。その金銭的なものを、中間に入って調整するのが国の仕事であって、勝手に漁業権を与えようとするのはどう思っても我々納得できない。

それと個人免許になったら、これ個人のもので買収できますね。これまでの流れはそうですよ。これは今回も個人免許にした場合は担保に寄与することができるとなっているでしょ。我々、行使規則で組合の漁業権を行使するのは、その行使権の貸し借りもだめです、担保に寄与することもできません

と明確にうたっています。そういうのを個人の免許にしたらできるというようなことをうたっているんで、これまでの個人免許の場合はずっと売買できたじゃないですか、やってきた事例があるやないですか、今回は明確にしないでと言っているんですね、それはできないということでしょうね。

(中村課長補佐)

すみません。では……。

(服部委員)

ちょっと待ってよ。私、全部言うてから、これ多分30分で足らんと思うんやけどね、言うたら、ただ、バスの時間があるんでいいかげんで私も止めますけど、そういうようなことがあるんで、私はそういうことも言いたいの、今日のこの会議、先日長官に会ったら、あんたが説明に来てちょうだいと、部長に来てくれ言うて私はお願いしなかった、長谷長官に、あんたが説明に、この場に来てちょうだい言うて、香川県のほうからもお願いしたし、私は正式に個人的にも長官に、先月の27日にお願いしたはずなんだけどね。やっぱりこの説明はないのかなと思っていたら、きょう私はここへ来て始めてこういう説明があるということで、長官のかわりに部長が来たんやなと思って、部長にはたくさんいろいろお世話になっておるんで、あんまり部長を攻めるわけにはいかんのやけど、私の思いということで、これはちゃんと言うべきことは言うとかないかと。

昭和39年に、昔の話です。私がまだ19歳のとき、組合員にもまだなれてなかったです。当日の組合長と組合とは、昭和28年から組合経営で養殖やっていた。その当時の組合長さんが皆さんも御存じの野網和三郎さん、彼が手を挙げたんですね。その漁業権の問題で、組合と両方が手を挙げている。

香川県は判断できなかった。国に伺いを立てたら、これは後づけの話ですね。これは内水面であると、同等の権利があるけど内水面であったら、あの当時から漁協は優先されたという経緯があって、漁民大会何か開いて組合長と揉めた経緯があります。いまだに引田漁協の管理しよるあの池は内水面です。海面になってません。塩水でありながら内水面で、ずっとその当時から、39年から、そこまで個人が手を挙げたら揉めるということを国は覚えとってほしい。これは地元のことで恥ずかしい話やけど、ここまで来たら一言だけ言うてなかったら、これ国が揉めるもとを作っていますね。特に水産庁には、しっかりと国の自民党の人がどう言おうとこう言おうと、だめなものはだめと言うてもらおうような勢いを持って取り組んでもらいたいと思います。

以上です。これ以上言うても、この話は止まらないので。

(中村課長補佐)

それでは、売買のお話ございましたけれども、現在も経営者免許につきましては抵当権を設定して、その上で一定の条件で知事が認可するとか、そういったことを認めた場合に移転できるということになりますが、基本的には移転の制限ということで貸し付けも禁止されております。ここの考え方というのは基本的にはこれまでも、今後も同じということになりまして、その抵当権を設定した後に、現在はやむを得ない場合に限り認めますよというような規定についてを、そこだけ改正するというようなことを考えてございます。なので、現在もその売買ということは漁業権に関してはできないということでございます。明治の時代はそこら辺があったかとは思いますが、現行法、そして、また今後についても貸し付けの禁止等につきましては、これは担保するという事としております。

(服部委員)

明治の時代じゃないよ、それは平成の時代でもあったよ。実際に個人免許の場合は3つ渡ったところありますよ。

(中村課長補佐)

あくまでも、その……。

(服部委員)

それは何か制約があるのをそれをクリアしてのことやと思うんだけど、それは十分わかってるんだけどそういうことができると、可能やということで、それを私は言っている。それは裏で回したら海外、外国の人にでも回っていく可能性がありますよ。そこらあたりはわかってやっているのかなって思っただけで、私は。この狭い日本の国、土地は狭いけど海は広いけど、その分を海外の人が手に入れる可能性もあるという、そこらだけちょっと、やっぱり今までのこの漁業権は組合に優先的に付与して、行使規則でやらすというのが1番地元としてはありがたいなど。

(中村課長補佐)

地元というところでございますけれども、現在、地元優先で免許されているわけでございますので、そこは現在免許されている方がちゃんとそこで養殖するなり漁業していれば継続免許されるということで、そこは担保されることかと思えます。

外資については、現在の漁業法についてもここは排除いたしておりませんが、外国の方が日本の中で漁業するとなりますと、これは外国人漁業規制法という、また別の法律で規制がかかっておりますので、そういったところも

あるというところでございます。

(服部委員)

そういう説明聞いたってしょうがない。もう閣議決定されたものやから、後から言われたってね、どうしようもないんで、それはそれでやってくれたらいいんやけど、揉め事を起こさないように、それだけはちゃんとお願いしておきますね。

それともう一点、これも言うとかんと、企業参入はいいんですね。企業参入はいいんですけど、さっきも言うたように海外へ輸出をとというようなことが名目で出てくると思うんですよ。多分企業の方は、私もマルハの社長もニッスイの社長も皆さん親しく心やすい人でわかっとるんですけど、ただ、それができない場合に国がちゃんと管理をすると、国内では流れないというようなことを明確に言うってもらわなければ、それはもう絵に描いた何やらで、売ろうと思ったけども売れなんだというたらおしまいなんで、絶対それを捨てることはしないんですから皆さん、そういう我々14万トンで抑えられて辛抱して辛抱してしとるものを、我々うちの息子たちでも3分の1しか利用してないんですよ。行使料だけ支払いして。そういうような状況の中で企業を参入させてようけやれというのは何かちょっと、何ぼ考えても、寝んと考えてもいかんね、この部分だけは。そこらあたりは全然聞いてもらってないよ、内情を。それを企業参入してどんどん増やす前に、そういうものを100%利用できてちゃんと養殖する。既存の養殖業者ができてからやってほしいと。私は決まったことを後から言うてもしょうがないんやけど、我々の漁業権はいろいろブリ、カンパチ、タイ、雑魚の漁業権で、マグロ養殖を除くとなっとるんですよ、漁業権の免許は。逆に、これから免許する分はどこでもやったらええけど、ブリ、カンパチ、マダイ、雑魚を除く漁業に

制限を入れてほしいなど、そしたら14万トンの整合性がとれるだろう。これはちらっと長官にも言うてありますから。

(保科部長)

いいですか。

(服部委員)

どうぞ。

(保科部長)

このお話を最初に海水養魚協会、ブリ等の養殖をやっている皆さんの団体の会議で、この6月に方向性というか、具体的な内容を決めた翌日に海水養魚協会ですら説明をしたんですけども、そのときに、これから参入が増えていったときに、生産量が増えて国内の供給がだぶついて価格が暴落をするのが1番の懸念だという御意見をいただきました。

これまでの経緯をお話しますと、おっしゃっていたように、今ブリについては国内への供給としては14万程度を上回ると価格が暴落する。それからマダイについては7万2,000トンを上回るとやはり暴落する。養殖業の場合は、長い間餌をやり続けて、いざ売ろうと、それで代金を回収しようという、支払いのためのお金を回収しようというときに暴落してそれが払えないということになると、金融機関などを含めて非常に大きな影響が出るという状況になるわけです。

それで、平成24年にブリ、カンパチの価格が全国的に暴落したときに、水産庁で、国内供給については、とにかく14万程度にしないと価格が不安定になって、みんなが困難な状態になるのでそういうふうにしなさいとい

うことで、国がガイドラインを定めて、国内の需要は14万程度ですよと。これを超えて生産しようとする場合は、海外を主体にきちんと売り先を見つけ、具体的な販売の戦略をたてて、その上で増産に取り組むことを徹底してくれというお願いをして、それ以降国で毎年需給状況を検討をしながら、やはり現状の需給を見ても国内は14万トンですよということを今皆さんに伝えながらやってきている状況です。

今回の改革の中では、これまできちんと漁場を使ってきている場合、今組合の管理のもとで漁業者が漁業権を行使して養殖をするというのが大半なわけですが、その場合は引き続き組合に免許はされていくわけです。御承知のとおり、ブリでも空いている場所がそんなにたくさんあるということでは決してないわけですが、空いている場所があって、そこに新規参入したいというときに、今度の新しい仕組みでは、外からちゃんとわかるように、公明正大にそういう意見なり方法なりを知事が募って、その中で1番地域に貢献すると考えられる人に免許するようにしましょうというのが今回の仕組みになるということでもあります。

そんなにたくさん空き漁場があるわけではないし、積極的にブリ養殖等に参入して増大しようという人がむしろあまりいないという状況の中で、これからの漁業を考えたときに入っていただきたいなという思いも当然ありますし、そのときには国内については、やはり安定的な価格が維持できるような、今までのガイドラインの考え方を維持しながら、それを超える生産の増加分を海外に出してもらえるように、先ほどの予算要求の中でもありましたが、国家戦略をたてて取り組みたい、おっしゃるような方向でやっていきたいというふうに思っています。

それから、今日の説明の中には出てきませんでしたけども、養殖業等の生産物の価格が崩落したときの支援措置として、漁業共済と収入安定対策とい

う仕組みで、今、暴落したときの支援をしているんですけども、これから輸出振興のために生産をやっていこうと取り組むわけですから、もし生産したものが結局国内に回って暴落したというようなときに、今までよりもきちんと手厚くというんですかね、十分な手当ができるようにするための見直し、安定対策の見直しというのはしなくてはいけないだろうというふうに考えていて、今日の説明の中には出てきませんでしたけども、改革の取組の中で、今後それについても手当していきたいというふうに考えているということであります。どうぞ御理解いただきたいと思います。

(服部委員)

部長、今の最後の部分がちょっと気になる、海外への輸出を目的にして、できない場合は、もし暴落した場合は、今の積立ぶらす以外に何か考えるという、国のほうが。

(保科部長)

そうです。今日の資料の中に出てこなくて申しわけないんですけども、共済とか、あるいは収入安定対策についての拡充をやっていくと考えています。

(服部委員)

そこらあたりを十分に、あのときは言うたけど、あれ言わなんだと言わんようにな、部長。

(梅田委員)

ちょっと一言いいですか。

(今井会長)

どうぞ。

(梅田委員)

海区漁業調整委員会というのは、漁業者委員の公選制、今回見直すということですよ。それで、これ全国どの海区も何の必要性があるのということで反対大多数だったとは聞いているし、山口県も先般、海区漁業調整委員会を開いて、こういう仕組みですよということに、変わるよということで説明をしたんですが、しかし、もう今国会に今服部委員が言ったように、もう法案出しとるのに今さら言うてもどうしようもないだろうというような話になってしまって、幾ら声を出しても、こうなってしまってどうしようないですよということになるんですが、こういう結構影響の大きいようなこと変える場合に事前の事前といいますか、もっと関係者に説明して合意づくりを図ってほしいというのが今回お願いしたいこと、それと改正後、これ今次の委員は自選といいますか、自分で声を上げて委員になれる仕組みもあるし、推薦もあると、県の立場から言うと例えば大多数かなりの人数が出てきた中で、この場合誰を落とすのかとか、議会の同意というのは仕組み上こうなるんでしょうけど、選任するってなかなか大変だと思うんですよ。だから、今からいろいろ運用やらを検討されると思うんですけど、なるだけ県のほうもどこの海区もそうでしょうけど、なるだけ皆さんの意見聞いて、やりやすいような仕組みでやってもらえんかなということをお願いしときたいと思います。

(中村課長補佐)

御意見ありがとうございます。まさに説明というものをしっかりしてい

たいと思いますし、先ほど部長のほうから話がありましたように、今後、政省令の策定ですとか、また、その下のガイドラインの作成、技術的助言の策定というものもあると思っておりますので、そういったものに向けて関係者の方々の意見を踏まえながら、そこは運用面も詰めていきたいというふうに考えております。

(梅田委員)

お願いします。

(今井会長)

どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

(伊藤委員)

資源が減少したので資源管理の仕組みを入れるという大きな方針が示されたということについてはわかるんですけども、では、これを実際に沿岸漁業に当てはめたらどうなるかということについて、ちょっと懸念をお伝えしたいと思います。

沿岸漁業について資源管理の考え方が出てまいりましたのは、昭和の終わりからだったんです。ですから、20年、30年の歴史ございますけれども、やはり漁業者の方はそれなりの考え方を持って、この資源管理に参画しないとまず無理だというのが1つございます。その上で、科学的な資源の把握といますか、加入量の把握をしないことには説得力を持った割り当てもできないということなんですね。ところが、沿岸漁業の中で一番資源の変動が大きかったのを実感として言えば、これサワラにしても、ブリにしても、いわゆる温暖化が一番大きいわけですね。前、温暖化があまり進んでいないとき

は、その年その年の産卵期の水温とかそういうことに気をつければ、去年のプラスマイナス何パーセントとかいうそういう加入量も予測できたんですけども、最近是非常に変動が大きいために、まさに今までのいろいろな考え方を持っても予測ができないと。そういう中で何百種類とある魚種の加入量ごとに調査を行って、しかもそれを割り当てるということ、非常にこれは今の人員からすると厳しくなりますし、資源管理そのものが漁業者から見ると余り信頼できないものになる可能性もあるんじゃないかなと思います。だから、その辺を2カ年間実施までに時間があるということであれば、特に沿岸漁業については今までの資源管理の仕組みを最大限に生かしたような形でもって、やはり基本は漁業者の管理によると、変動はその年その年によって漁業者の知恵と技術で乗り切るといって、これがやはり今までの教訓じゃないかと思っています。以上です。

(中村課長補佐)

御意見ありがとうございます。先ほど資料でちょっと御説明したように、TACかTACでないかということと比較しますと、数量管理をしてきたところの効果というのも1つあったということでございますけれども、まずは、この数量管理どのようにしていくかというところは、沖合ですとか、遠洋漁業、こちらが中心になって対応していくことになろうかと思っておりますが、もちろん沿岸漁業でも自分たちでやるんだということになったときに、それは排除するものではないということで制度的に手当をさせていただいております。移行期間は2年ということでございますけれども、当然2年終わったら直ちに全てが数量管理になっていくということでありませんで、そこは準備が整ったものから順次行っていくということを考えておりますので、また数量管理が難しい場合は努力量管理というものも合わせて実施していく

こととしておりますので、これにつきましては、またいろいろな方の御意見伺いながら、現場が混乱しないように対応していきたいというふうに考えております。

(閉会)

(今井会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、このほか本日の委員会で取り上げたい事項等について何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。委員の皆様、それから御臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。

なお、議事録署名人の淵本委員と藤本委員におかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されますので、御対応のほど、よろしく願います。

それでは、これをもちまして、第36回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(16:31閉会)